

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月22日
【事業年度】	第26期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社ペルセウスプロテオミクス
【英訳名】	Perseus Proteomics Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 横川 拓哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町30番1号
【電話番号】	03-6264-8268（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 鈴川 信一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町30番1号
【電話番号】	03-6264-8268（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 鈴川 信一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	71,932	94,201	100,402	120,375	135,507
経常損失 () (千円)	481,681	689,604	879,380	829,829	678,921
当期純損失 () (千円)	599,023	786,999	1,104,460	904,800	718,108
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,939,252	1,939,252	1,971,019	2,437,908	751,161
発行済株式総数 (株)	11,759,400	11,759,400	11,936,400	14,749,500	16,999,600
純資産額 (千円)	3,152,154	2,396,545	1,398,344	1,432,406	1,217,770
総資産額 (千円)	3,300,530	2,566,650	1,693,810	1,818,837	1,623,541
1株当たり純資産額 (円)	268.05	201.13	110.94	91.74	66.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失 () (円)	54.47	66.93	93.69	63.41	48.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	95.50	92.15	78.18	74.40	70.06
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	476,842	564,274	833,898	719,485	653,334
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	33,868	212,989	150,343	75,157	10,062
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,647,548	20	63,943	923,381	497,333
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,214,852	2,444,934	1,541,419	1,667,921	1,515,346
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (人)	21 (-)	24 (1)	25 (3)	32 (2)	35 (2)
株主総利回り (%) (比較指標：-) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価 (円)	1,022	627	879	1,070	586
最低株価 (円)	285	289	255	300	205

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 株価収益率については、2021年6月22日に東京証券取引所マザーズ市場（現東京証券取引所グロース市場）に株式上場いたしました。1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
7. 株主総利回り及び比較指標については、2021年6月22日に東京証券取引所マザーズ市場（現東京証券取引所グロース市場）に株式上場したため記載しておりません。
8. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所（グロース市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（マザーズ市場）におけるものであります。

2【沿革】

当社は、2001年2月に東京大学先端科学技術研究センター・システム生物医学ラボラトリー（LSBM）で開発された蛋白質発現・抗体（注1）作製技術を基盤として、診断・創薬標的に対応する抗体の医療への活用を目指して設立されました。

年月	概要
2001年2月	東京都文京区において当社設立
2002年10月	研究用試薬としての抗体販売を開始
2003年4月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「タンパク質相互作用解析ナノバイオチッププロジェクト」に参加
2003年7月	本社を東京都渋谷区に移転
2004年8月	R&D Systems Inc.と研究用試薬の販売に関する販売代理店契約を締結し、全世界で販売開始
2004年9月	本社を東京都目黒区に移転
2005年9月	核内受容体全48種類に対する抗体の販売を開始
2006年9月	中外製薬株式会社とグリピカン3抗体の特許を受ける権利等の譲渡に関する権利譲渡契約を締結（PPMX-T001）
2008年9月	研究用試薬「PTX3 ELISAキット」の販売を開始
2008年11月	グリピカン3抗体の第 相試験が米国で開始（PPMX-T001）
2009年1月	富士フイルム株式会社が、第三者割当増資により、当社株式の76.68%を保有し当社の親会社となる
2011年1月	放射性同位体（注2）標識カドヘリン3抗体を富士フイルム株式会社に導出（PPMX-T002）
2014年12月	トランスフェリン受容体抗体が、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の研究成果最適展開支援プログラム実用化挑戦タイプ（創薬開発）の課題として採択される（PPMX-T003）
2015年9月	薬物結合カドヘリン3抗体を富士フイルム株式会社に導出（PPMX-T004）
2016年1月	放射性同位体標識カドヘリン3抗体の第 相試験が米国で開始（PPMX-T002）
2018年3月	富士フイルム株式会社は、第三者割当増資により、当社株式の保有割合が48.62%となり、当社のその他の関係会社となる
2019年1月	ファージディスプレイ技術の維持発展と抗体医薬品の研究開発促進を目的として愛知県名古屋市千種区に名古屋ラボを開設
2019年11月	当社初の自社治験となるトランスフェリン受容体抗体の真性多血症を対象とした第 相試験が日本で開始（PPMX-T003）
2020年4月	放射性同位体標識カドヘリン3抗体医薬の抗がん剤の第 相試験が日本で開始（PPMX-T002）
2021年6月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2022年3月	アグレッシブNK細胞白血病（ANKL）を対象とした研究開発が令和4年度の国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業プログラムの課題として採択される（PPMX-T003）
2022年3月	PPMX-T002及びPPMX-T004の富士フイルム株式会社との実施許諾契約を解除
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しによりマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年9月	富士フイルム株式会社が、当社のその他の関係会社でなくなる
2023年3月	ANKLを対象とした医師主導第Ⅰ/Ⅱ相試験の治験計画届を提出し承認される（PPMX-T003）
2023年7月	本社を東京都中央区に移転
2025年2月	ANKLを対象とした研究開発が令和7年度のAMEDの創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業プログラムの課題として採択される（PPMX-T003）
2025年5月	抗体研究支援「VHH抗体ライブラリを用いた抗体スクリーニング・作製」の提供を開始

（注）1．抗体：抗原（免疫反応を引き起こす物質）の構造に応じて1対1の関係で特異的に結合する蛋白質。この特異的な結合力を利用して、がんや感染症、疾患を診断・治療する医薬品（分子標的薬）に応用されます。

2．放射性同位体：ラジオアイソトープ（RI）。放射線を放出する同位体（同じ陽子数で中性子数が異なるものを同位体という）。

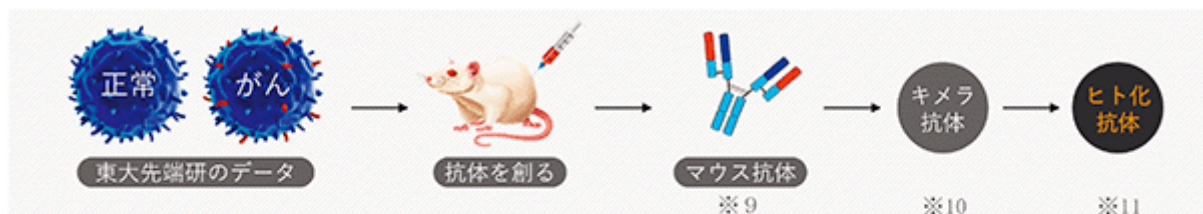
3【事業の内容】

当社は東京大学先端科学技術研究センター・システム生物学ラボラトリー（LSBM）で開発された蛋白質発現・抗体（ 1 ）作製技術を基盤として、診断・創薬標的に対する抗体の医療への活用を目指して設立されました。創業以来、医薬品シーズ（ 2 ）抗体を創生することで、がん及びその他疾患の治療用医薬品の研究開発、及び関連業務を行っております。LSBMで開発された蛋白質発現技術により、従来は作製することが困難だった標的蛋白質も免疫することが可能となり、そのような標的蛋白質に対する抗体の取得がより容易になりました。これをハイブリドーマ法（動物免疫法）（ 3 ）と組み合わせることで、親和性（ 4 ）の高い抗体の効率的な取得を可能にしています。さらに、当社は多様性に富むファージ抗体ライブラリ（ 5 ）と当社独自の抗体スクリーニング（ 6 ）技術を保有しており、対象とする疾患の細胞に適用することで、創薬標的を探索するとともに、従来のハイブリドーマ法で得られるものとは異なる特徴を持つ高機能シーズ抗体を取得することを可能にしています。また、新たな抗体取得技術として、シングルBセルスクリーニング法（ 7 ）の活用も開始しました。当社の技術は、これらの抗体技術とシーズ探索技術を融合し、医療ニーズにマッチした医薬品シーズ抗体を取得することを特長としております。また、当社は東京大学発であることを起点として、さらにそのネットワークを広げ、多くのアカデミアとの連携により「最先端の抗体技術で世界の医療に貢献する」ことを企業理念としております。

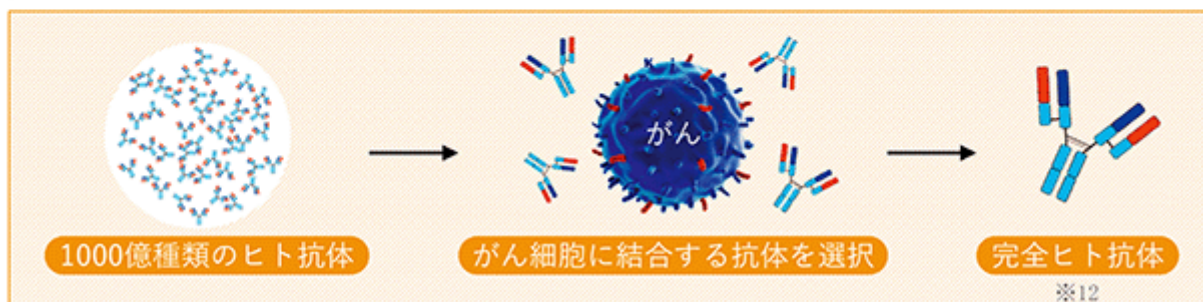
< 当社の抗体取得技術 >

当社は以下のアプローチにより、シーズ探索を行っております。第一は、動物に免疫して取得する一般的なハイブリドーマ法です。グリピカン3やカドヘリン3（CDH3）に対する抗体はこの手法で取得しました。第二は、動物を用いずに抗体を取得するファージディスプレイ法（ 8 ）をがん細胞に適用することで、トランスフェリン受容体1（TfR1）に対する抗体を取得しております。第三のシングルBセルスクリーニング法では、特定の抗原に対してのみ反応する抗体を生産するB細胞を単離し、モノクローナル抗体を取得します。ハイブリドーマの作製が難しい動物種やヒトのモノクローナル抗体も取得することが可能です。

ハイブリドーマ法 がん特異的遺伝子発現解析から伝統的方法で抗体を取得



ファージディスプレイ法



世界におけるバイオ医薬品市場の推移を見ると、年々バイオ医薬品の売上高は増加しており、2026年には約5,489億ドルに達すると予測されています（出典：Evaluate®）。

また、2025年度の世界の医薬品の売上高上位10品目のうち、抗体医薬品（ 13 ）は4品目を占めております。（出典：日経BP社 「日経バイオテクONLINE」2026年5月7日掲載

<https://pharma.all.nikkeibp.co.jp/atcl/column/16/011900001/26/04/26/00459/?ST=pb>）

このような事業環境の中で、当社は機能性の高い抗体を当社独自の技術で作製し治療薬として開発しているほか、抗体に放射性同位体や抗がん剤等を化学的に結合させ、がん細胞への攻撃力を高めた治療薬の研究開発も行っております。

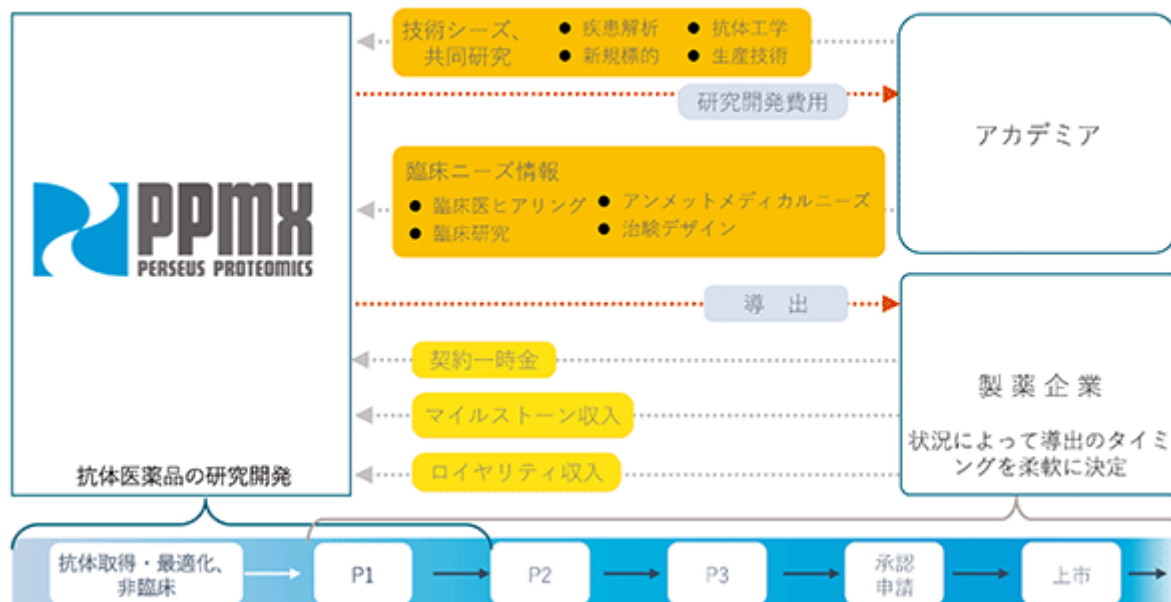
（ 1 ）当社の事業モデル

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントであります。以下の各分野において製品化に向けた研究開発、ライセンス、製造方法の確立に取り組んでおります。

創薬

当社は、長年の経験に基づいたハイブリドーマ法、独自のスクリーニング技術を取り入れたファージディスプレイ法、及びシングルBセルスクリーニング法により、高機能抗体を取得し、必要に応じて抗体に遺伝子工学的な改変あるいは化学的な修飾を施し、抗体医薬品候補として研究開発を進めております。

創薬の収益モデルは、国内外の製薬企業に対して、当社が開発した医薬品候補を導出（特定の医薬品を開発、販売するために必要な知的財産権の使用を許可すること）することによる契約一時金収入、開発の進捗に応じて支払われるマイルストーン収入、上市（14）後に売上高の一定割合が支払われるロイヤリティ収入等を獲得することです。



収入の形態	内容
契約一時金収入	契約締結時に一時金として受け取る対価。
マイルストーン収入	製薬企業等提携先が当社と契約締結後、当社又は提携先における研究開発が進捗し、契約上規定された特定の開発目標を達成した時の対価である開発マイルストーンと、医薬品販売後に、事前に設定した年間販売額を達成した時に受け取る収益である販売マイルストーンがあります。
ロイヤリティ収入	上市後に当該製品売上高に対して契約に設定された一定割合を受け取る収入。

当社は、これまでに創出したがん治療用抗体のうち、肝臓がんを標的とする抗体及び固形がんを標的とする放射性同位体標識抗体を、それぞれ製薬企業である中外製薬株式会社及び富士フイルム株式会社に導出してあります。このうち富士フイルム株式会社に導出した2つの抗体（PPMX-T002及びPPMX-T004）は、同社の子会社の放射性医薬品事業の他社への譲渡により、2022年3月に実施権が返還されました。現在、有効性を高めた新たな抗体医薬品としての開発をそれぞれ進めております。また、難治性血液がんを標的とした抗体（PPMX-T003）は、2014年に国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の研究開発最適展開支援プログラム（A-STEP）に採択された後、開発を進め、2018年より企業主体の開発に切り替えました。その後、自社で実施した治験結果に基づいて導出活動を進めております。この抗体については、導出活動中の対象疾患とは別の疾患においても開発を進めております。

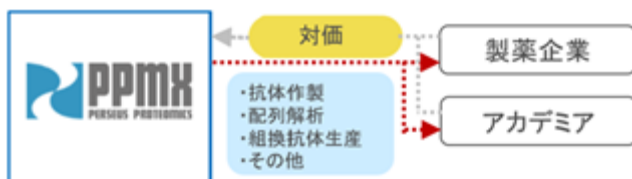
なお、当社における抗体創薬の特長は、医薬品として高い薬理効果が期待できる新規抗体を効率的に取得することです。この抗体の物質特許が事業のベースになり、その抗体を医薬品として患者さんに届けるべく非臨床試験、臨床試験及び薬事承認を得るまでいかに早く進めるかが課題となります。導出は、一般的に、特許取得後すぐに大手製薬企業に導出するケース、自社で非臨床試験を完了してから導出するケース、自社単独あるいはパートナー企業と共同で臨床試験を実施し、パイプラインの価値を高めてから製薬企業に導出するケース等があります。この導出の形態は、薬剤の特性、薬剤ごとに異なる臨床試験の計画、適応疾患及び開発費用等を勘案して決定いたします。

近年、抗体医薬品の認知度が高まる中、多数の抗体医薬品が上市され、抗体医薬品ビジネスの競争も激化しつつあります。これに伴い、非臨床段階では有利な経済条件で導出することが難しくなっています。当社は、抗体医薬品を早期に患者さんに届けるため、自社でも臨床試験を実施し、製薬企業への導出を推進してまいります。

なお、各開発品の詳細については、後述「(3) 当社の開発品」をご参照ください。

抗体研究支援

当社は、これまでにがん等を対象とした抗体医薬品や研究用試薬の創出を通じて培ってきた技術や経験を活かして、抗体に関連した研究支援を実施しております。特にアカデミアや製薬企業に対する抗体研究支援は、当社の創薬活動におけるネットワークを広げる等のシナジー効果があります。



a. 抗体作製

動物細胞を利用した組換え蛋白質の生産系を利用して、薬効を確認する試験に使用することが可能な抗体の作製を行います。一般にマウスなどを対象とした動物試験で使用する抗体の必要量は数十mg程度ですが、一般の試薬会社では100 μ g単位で販売されるのに対し、組換え蛋白質として抗体の生産を委託会社に依頼した場合、数g単位のような過剰量であることも多く費用が高額になりがちです。それに対し、当社は生産量にフレキシブルに対応することが可能です。

b. 配列解析

抗体産生細胞（ハイブリドーマ、一般に一種類の抗体を産生する）から、抗体の遺伝子配列（15）を決定します。抗体の遺伝子配列は様々な標的との結合が可能となるように多様な組み合わせの配列を生成するという特有の特殊性を持つため、通常の配列決定法では一意に遺伝子配列を決めることが困難ですが、当社は独自に設計した遺伝子増幅用配列を用いることで、その抗体配列情報を解析することが可能です。そして、この解析を行うことでこの結果をもとにした特許出願を行ったり、前述した組換え蛋白質として抗体作製に用いたりすることが可能となります。

c. その他の研究受託

抗体は物理的な安定性や薬理的な効果など様々な観点での試験が行われ、その用途に応じて、最適な抗体が選択される必要があります。当社ではこれまでに培った抗体解析・評価ノウハウをもとに、ある標的に対して得られる多数の抗体群の中から、診断・治療に適した抗体を選別・提供するような研究受託を行います。また前述した抗体作製技術によって作製した抗体などを利用して薬効試験を代行・コンサルティングするなど、当社の抗体開発経験をもとにした各種サービスを提供することで、アカデミアの研究を支援いたします。

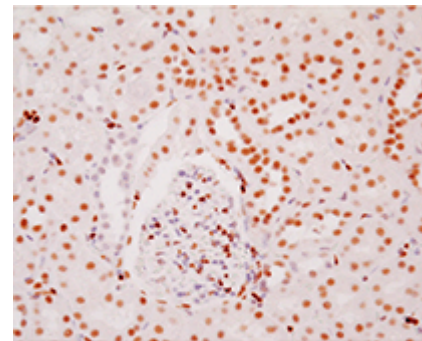
抗体・試薬販売

当社では、がんや生活習慣病等、各種疾患のバイオマーカー（16）となる核内受容体抗体を全48種類取り揃えており、世界の研究者に向けて研究用試薬として販売しております。また、核内受容体抗体以外のその他の研究用試薬として、PTX3 ELISAキット（17）、抗体薬物複合体（ADC）研究用の抗体試薬等も販売しております。



a. 核内受容体抗体

核内受容体とは細胞内でホルモンなどと結合することで遺伝子の発現調節を行う蛋白質で、ヒトでは48種類存在します。核内受容体は生命維持の根幹に関わる遺伝子調節機能を担っており、創薬標的としても注目されている蛋白質群です。当社は、この核内受容体に対する抗体を全種類開発し、研究用抗体として世界の研究者に販売提供しております。

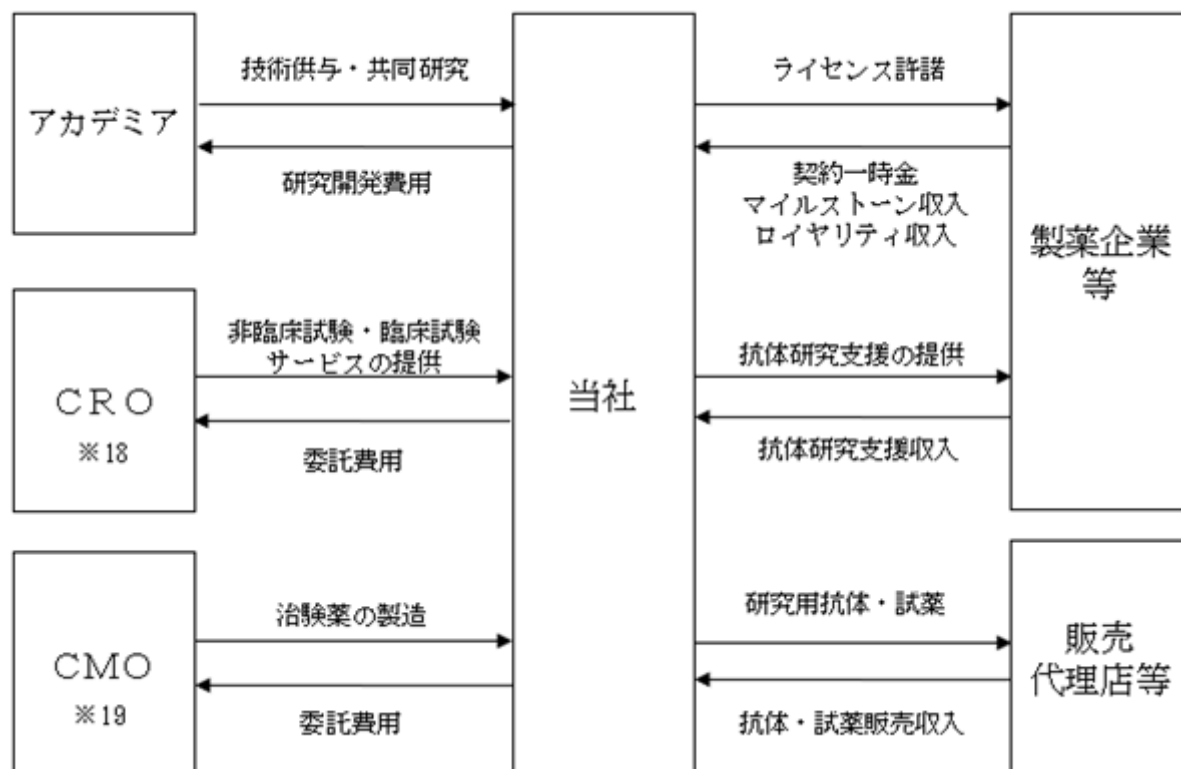


核内受容体抗体の染色例

b. その他の研究用試薬

PTX3 ELISAキットは、血管炎症の程度を反映する指標と考えられている血液中のPTX3を高感度に測定できる研究用測定キットです。炎症の程度を鋭敏に捉えるPTX3の特徴を活かし、血管炎症を伴う各種疾患の重症化を予測するためのPTX3迅速計測キットの開発も別途進めております。また、ADC研究用抗体としては、ADCの血中薬物濃度測定等に用いることができる抗DM-1抗体、抗MMAE抗体、抗Exatecan抗体を販売し、ADCの研究開発に携わる研究者に提供しております。

< 事業系統図 >



(2) 当社の技術

治療用抗体を取得するために、当社では 標的探索、抗体探索、抗体工学、機能性蛋白質発現技術の各技術を保有しております。

標的探索

a. トランスクリプトーム (20) 解析

抗体医薬品の新薬開発において最も重要なことの1つが、その疾患の治療標的となる細胞表面に存在する蛋白質が何であるかを効率的に絞り込んでいくことです。当社では、油谷浩幸教授 (LSBM) が構築したLSBMトランスクリプトームデータベースから得られた情報に基づき、治療標的となり得る有用な蛋白質を発掘し、がんの診断・治療に役立つ抗体を作製し、抗体医薬品候補として研究開発を行っております。

b. リパーstransクリプトーム (21) 解析

疾患に関連した細胞 (例えばがん細胞) の表面には、正常な細胞とは異なり、その疾患に特有の構造を持つ蛋白質が往々にして存在します。これらの蛋白質は抗体の標的分子となるため、当社は、その疾患に特異的な蛋白質の構造を正確にとらえた抗体を多数取得し、ライブラリ化しております。このようにして得られた抗体ライブラリには、診断や治療に有用な抗体が多数含まれていることが期待され、ここから様々な治療効果を示す抗体を選別し、その抗体が標的としている蛋白質の調査を進めていきます。このようにして得られた有用な抗体群は、治療薬候補の抗体として研究開発が進められます。

抗体探索

抗体を取得する方法として、当社ではファージディスプレイ法、ハイブリドーマ法及びシングルBセルスクリーニング法を実施しております。また、ファージディスプレイ法によって取得した抗体を効率的にスクリーニングする技術として、当社独自の手法であるICOS法 (Isolation of antigen/antibody Complexes through Organic Solvent method) を開発し、活用しております。

a. ファージディスプレイ法

動物を用いない抗体取得方法として、以下の2つの抗体ライブラリから特定の標的分子と結合する抗体配列を選別します。当社は、保有する抗体ライブラリと独自のスクリーニング技術を組み合わせることで、薬剤となりうる抗体を取得しています。優れた抗体は、狙った標的分子のみに強く結合する性質を持ち、これを特異性 (22)、高親和性と呼びます。またその性質により、標的分子の機能を制御する場合は機能性抗体と呼ばれ、抗体医薬品においては重要な性能となります。

(a) ヒト抗体ライブラリ

当社は多種類のヒト抗体配列を揃えたヒトナイブ抗体ライブラリ (23) を保有しています。抗体は、それぞれ2本のH鎖 (重鎖: 分子量が大きい) とL鎖 (軽鎖: 分子量が小さい) によって構成されています。抗体の抗原認識に対する寄与度は、L鎖よりもH鎖の方がより大きいことが知られています。そこで、当社は保有するヒト抗体ライブラリのH鎖の多様性を増やして、多彩な抗原を認識できる抗体の存在比率を大幅に高めることにより、標的分子に対して多数の抗体群を取得することを可能としました。これにより、標的抗原に対して親和性の高い抗体を取得する可能性を向上させております。また、標的抗原に対して多数のエピトープ (24) を認識する抗体群を取得することで、機能性抗体を取得する確率も高めております。

ナイブレパートリーと呼ばれる、体内の抗体の中でも特に未熟な抗体は、一般的に、免疫寛容 (25) を受けておらず、さまざまな標的に対する反応性を持っています。当社ではそのような素材からライブラリに格納する抗体集団を構築する手法により、様々な標的分子に対して最適な抗体を作出することを可能にしております。

(b) VHH抗体ライブラリ

VHH抗体 (Variable domain of Heavy chain of Heavy chain antibody 26) とは、ラクダ科の動物 (ラクダ、ラマ、アルパカなど) の血液に含まれる重鎖のみから構成される特殊な抗体の抗原結合部分の分子を指します。VHH抗体は、ヒトの抗体と比べて分子量が小さく、熱に強いという特性があり、用途に応じて複数のVHHを繋げたり、新しい機能をもたせたりと加工しやすい抗体として近年注目を集めています。このため、医薬品だけでなく、研究用試薬や工業製品等の分野において幅広い用途への活用が期待されます。

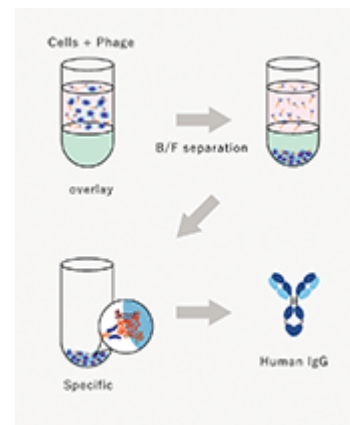
特に、ラクダ科の中でもヒトコブラクダはアルパカやラマと比べてVHHの割合が高いという特長を有しており、当社はこうした優れた特性を持つヒトコブラクダの抗体配列を多種類揃えたナイブ抗体ライブラリを保有しております。

(c) 抗体スクリーニング技術

抗体医薬品の標的分子となる蛋白質は、細胞膜上に発現しますが、その蛋白質は折り畳まれて複雑な立体構造を作り出しています。抗体は抗原認識の際に標的分子の持つ立体的な構造に大きく影響されますので、スクリーニングの際には細胞を用いることが効果的です。

しかしながら生きた細胞をそのままスクリーニングに使うと、標的に特異的でない多数の抗体も含まれてしまうという問題が生じます。そのため、通常は精製された抗原がスクリーニングに使われますが、当該手法では、精製の過程で蛋白質の立体構造が失われてしまうため、標的蛋白質に対する最適な抗体を取得することは困難でした。これを解決した方法が、当社が独自に開発したICOS法です。ICOS法は有機溶剤を利用して、細胞が有機層に入る過程で、非特異的に吸着した抗体を細胞表面から除去する手法です。これにより、細胞上に存在する蛋白質の立体構造を反映した、親和性の高い抗体のみを効率的に取得することが可能となりました。

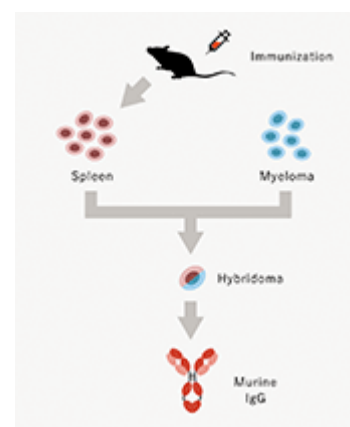
また細胞膜上の蛋白質に限らず、通常免疫法では取得が困難な標的に對しても最適なスクリーニング技術を開発しており、蛋白質はもちろん、低分子等様々な標的に対する抗体を取得することができます。



b. ハイブリドーマ法

抗体作製技術の一つで、当社の抗体作製技術の出発点となっている基本的な重要技術です。蛋白質等の標的分子をマウス等の動物に免疫することで、抗体を産生する細胞（ハイブリドーマ）を作出する、古典的ですが信頼性の高い手法です。現在市販されている抗体医薬品の多くがこの手法で作られています。

抗体医薬品の主な標的である膜蛋白質の多くは、ヒト以外の動物でも同じ形で存在することが知られています。このような標的の場合、通常の免疫方法では免疫が自分自身を攻撃するのを防ぐ機構を持つために、ヒトを形作るのと同じ構造を持つ蛋白質に対する機能性抗体の取得は難しいことが知られています（この現象を免疫寛容といいます）。しかし当社では、東京大学との多くの共同研究を通じて得た最先端の知識と、アジュバント（27）と呼ばれる免疫増強剤の使用・投与方法の工夫といったノウハウを組み合わせることで、高い結合力で的確に標的に結合する抗体を効率的に取得しています。



c. シングルBセルスクリーニング法

シングルBセルスクリーニング法は、特定の抗原に対して反応する抗体を生産するB細胞を単離し、モノクローナル抗体を取得する方法です。

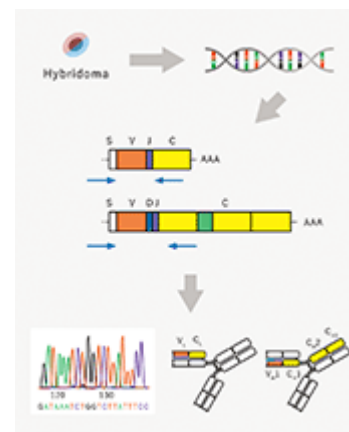
この方法は極めてまれな抗体産生細胞を高精度かつ高効率で特定することができるため、高い特異性と親和性を持つ抗体が取得できます。また、得られた多数のB細胞から抗体遺伝子を取得することで効率よく多様な抗体を得ることが可能です。得られた抗体遺伝子を使って抗体産生細胞を作ることができるため、ハイブリドーマの作製が難しい動物種のモノクローナル抗体でも生産することが可能です。

抗体工学

a. 抗体配列解析

抗体配列を100%正確に解析することは、後述する抗体デザインを行う上で極めて重要な操作となります。

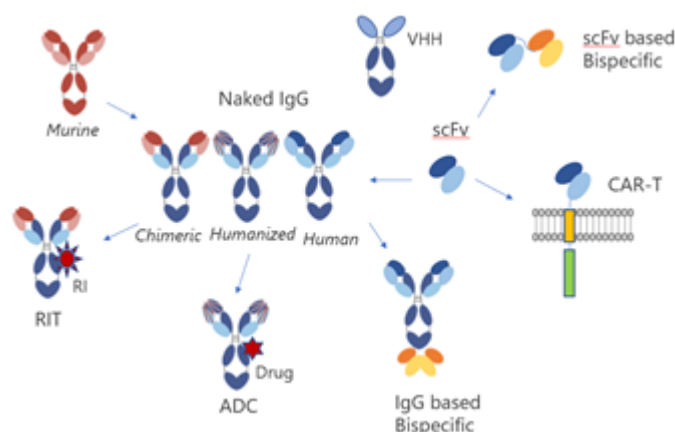
抗体産生細胞が生産する抗体のアミノ酸の並びを解読するためには、細胞から抗体の遺伝子を取り出し、その遺伝子配列を決定する必要があります。しかし抗体の遺伝子配列は、様々な標的との結合が可能となるように、多様な組み合わせの配列を生成するという特有の性質を持つため、通常の配列決定法では一意に遺伝子配列を決めることは困難です。そこで当社では独自に設計した遺伝子増幅用配列（プライマー（28））を用いて、その抗体配列情報を解析しています。即ち、抗体産生細胞から抗体に翻訳される遺伝子領域を取り出し、その部分を独自に設計したプライマーを用いて増幅することで遺伝子配列を解析します。これにより当社では非常に多様な抗体の配列情報を正確に決定します。



b. 抗体医薬品設計

動物を免疫することによって得られた抗体は、そのままではヒトへの投与時に免疫原性などの問題が生じる可能性があるため、安全性を高める目的で、抗体のヒト化を実施します。一方、ヒト抗体ライブラリを使ってファージディスプレイ法で得られた抗体はヒト抗体ですので、ヒト化の工程は不要です。

こうしたヒト化抗体またはヒト抗体を、そのままの形で薬として利用する場合がありますが、必要に応じて放射性同位元素（RI）や強力な抗がん剤を抗体と連結したり、複数の抗体を結合させたBispecific抗体を作製したりすることで、がん細胞など標的への攻撃効果をさらに高めることができます。このように、ヒト抗体ライブラリや動物免疫により取得した抗体を様々な加工・設計することで、抗体を高度に進化させ、最新の治療手法に応用します。



機能性蛋白質発現技術（BV：Budded Virus）

高い結合力で的確に目標と結合する抗体を作製するには、標的となる蛋白質の細胞上での構造と機能を維持した状態で作製することが極めて重要です。当社はこの課題を克服する手段の一つとして、LSBMにて浜窪隆雄教授を中心に開発したBV（Budded Virus）技術を活用しています。この技術を用いると、標的蛋白質が構造と機能を保ったまま生産されるように遺伝子組換えを施したウイルスを昆虫細胞に感染させ、そこから放出されるウイルスを免疫源として直接利用することが可能です。これにより従来は作製することが困難だった標的蛋白質も免疫することが可能となり、これまで作製困難だった標的に対する抗体の取得が、さらに容易になりました。

(3) 当社の開発品

当社のパイプラインの進捗状況は以下のとおりです。

開発コード	標的	対象疾患	創薬研究	非臨床試験	Phase1	Phase2	備考
PPMX-T003	TfR1	真性多血症	導出活動中				
		ANKL ¹⁾	医師主導治験				AMED
PPMX-T002 (RIT ²⁾)	CDH3	固形がん	治験終了*				
			導出活動中**				
PPMX-T004 (ADC ³⁾)	CDH3	固形がん	導出活動中				UBE

* RI:90Y ** RI:225Ac

1) ANKL: アグレッシブNK細胞白血病 2) RIT: 放射性同位体標識抗体 3) ADC: 抗体薬物複合体

PPMX-T002

PPMX-T002は、導出先の富士フィルム株式会社の事業方針の変更により、2022年3月に実施権が返還され、新たな医薬品候補として開発を進めております。

a. 特徴

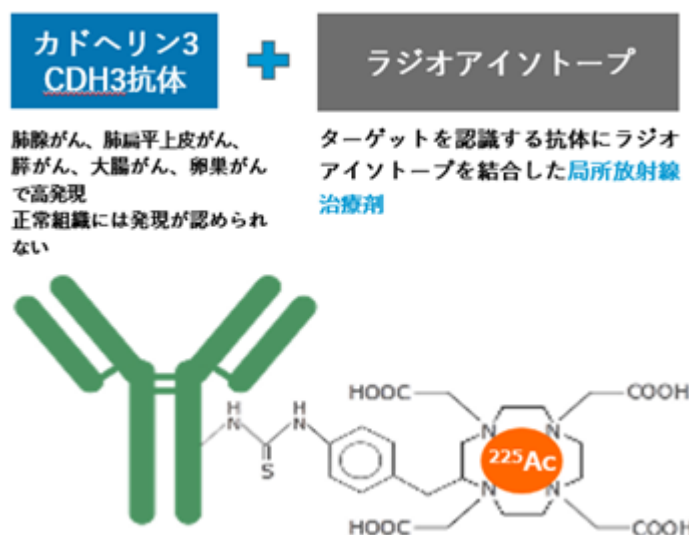
がん細胞で多数発現しているCDH3を標的とする抗体に、イットリウム90 (90Y) という放射性同位体 (RI) を標識した抗がん剤候補です。がん細胞上の標的に抗体が集積し、90Yが放射線を照射してがん細胞を殺傷する仕組みです。

PPMX-T002は、放射性同位体を標識した抗体 (Armed抗体 (29)) を用いた抗がん剤で、通常の抗体医薬品とは異なる作用メカニズムを持ちます。一般的な抗体医薬品は、抗体ががん細胞表面に発現する特定の蛋白質に結合し、生体が持つ免疫機能を誘引することで標的細胞を攻撃しますが、免疫機能が低下した患者さんに対しては効果が弱くなります。一方 PPMX-T002は、遺伝子改変した抗体に放射性同位体を標識したもので、抗原抗体反応によってがん細胞に集積させ、放射線で直接がん細胞を攻撃することができます。

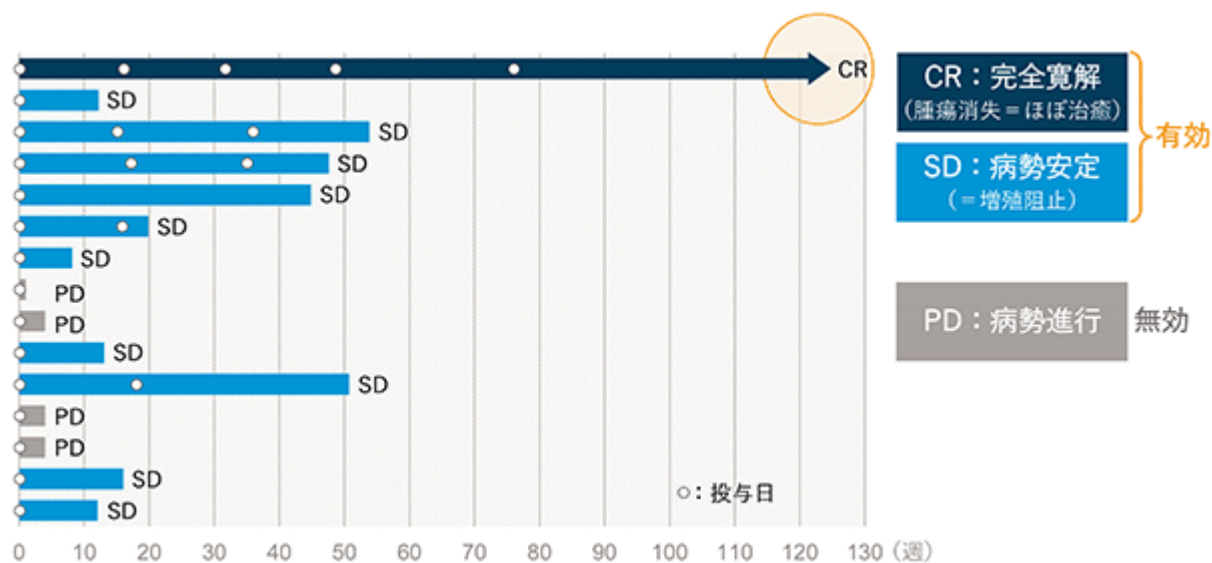
このため、患者さんの免疫機能の状態に関わらず、高い効果が期待できます。また、PPMX-T002は、固形がんの細胞表面に多数発現しているCDH3を標的とし、肺がん、膵臓がん、大腸がん、卵巣がん等の細胞に高い集積性を有する抗体を用いています。

b. 開発状況

富士フィルム株式会社による米国における進行性固形がん患者さんでの第 相試験において、PPMX-T002の抗体が、投与された患者さんのがん組織に集積すること及び安全性が確認された用量で一部症例において腫瘍の縮小が確認されました。ステージ4の患者さんを対象にした臨床試験で、15例中11例でSD (病勢安定) 又はCR (完全寛解) という好成績が得られています。また、CRの症例では投与後、次第に腫瘍が小さくなり26か月後には卵巣がんが消失した症例がありました。



その後、当社では抗腫瘍効果をさらに高める目的でRIを ^{90}Y からアクチニウム225 (^{225}Ac)へ変更し、動物実験で効果を検証しました。これをもとに放射性医薬品開発会社を中心に導出を目指しております。



(出典 Subbiah et al. (2017) AACR Annual Meeting, Chicago, USA DOI: 10.1158/1538-7445.AM2017-CT097)

当社は、同社から米国における第 相試験の治験データを含むすべての成果物を譲り受け、さらに有効性の高い放射性同位体標識抗体として開発を進めております。

c. 対象疾患

CDH3陽性難治性固形がん (卵巣がん、胆道がん、頭頸部扁平上皮がん)

d. ライセンスの状況

2011年1月に、当社及び富士フィルムRIファーマ株式会社 (現 富士フィルム富山化学株式会社) のPPMX-T002に関する権利 (「研究・開発」及び「製造・販売」等) を富士フィルム株式会社に実施許諾する契約を締結しましたが、同社の子会社である富士フィルム富山化学株式会社の放射性医薬品事業の他社への譲渡に伴い、2022年3月に当該契約を解除しました。当該事業の承継先であるPDRファーマ株式会社と協議した結果、当社が今後の開発及び導出活動を主導することが決定しました。

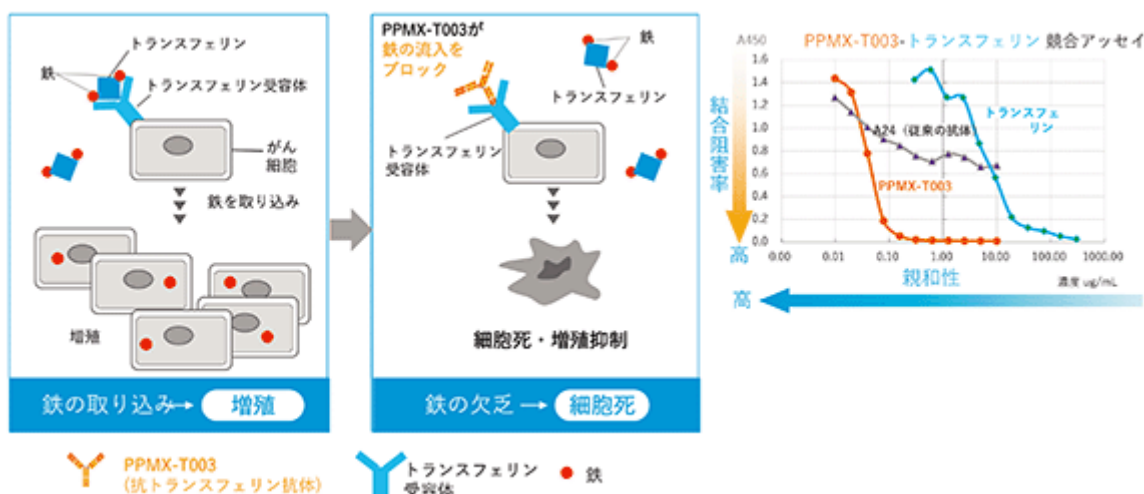
PPMX-T003

a. 特徴

PPMX-T003は、ファージディスプレイ法により取得された抗体で、トランスフェリン受容体1 (TfR1) を標的とします。TfR1は、鉄と結合したトランスフェリンを細胞内に取り込むために、細胞膜上に発現しています。細胞の生存には細胞内への鉄の取り込みが必須ですが、中でも赤血球になる前の細胞である赤芽球と、増殖が盛んな全てのがん細胞は極めて多くの鉄を必要とするため、TfR1が高発現していることが広く知られています。このため、鉄の取り込みを阻害することで細胞内の鉄を枯渇させ、がん細胞を死滅させるという試みが、古くから行われてきました。これまでに数多くの研究者が抗TfR1抗体の研究開発に取り組んできましたが、臨床で使用可能な抗体ははまだ見出されておりません。こうした中、当社は、独自のスクリーニング技術であるICOS法を取り入れたファージディスプレイ法により、極めて高い鉄取り込み阻害能を示す完全ヒト抗体を取得しました。現在、幅広い血液疾患を対象とした治療薬の開発を計画しており、まずは真性多血症 (PV: Polycythemia Vera) に対する治療薬開発を目指して、第 Ⅰ 相試験を国内で実施し、2024年6月に終了しました。

下の中央図は、PPMX-T003が、ブロッキング抗体としてTfR1からの鉄結合蛋白質の取り込みを阻害する様子を表しています。右のグラフは、TfR1に対する結合阻害率を評価した競合アッセイデータです。横軸は濃度で左に行くほど結合が強く (低濃度で阻害する)、下に行くほど結合阻害率が高いことを示します。体内にあるトランスフェリンと比較して、PPMX-T003は、100倍以上結合が強いこと、また、完全に結合阻害していることがわかります。A24は従来の抗体で、結合力も弱く阻害率が半分にも到達していません。

<がん細胞の鉄の取込みを阻害すると細胞死・増殖抑制するイメージ図、及びPPMX-T003の結合活性を従来の抗体と比較したデータ>



PPMX-T003は、TfR1に結合することでがん細胞への鉄の取り込みを阻害し、強力な抗腫瘍効果を示しています。これにより、化学療法剤で生じるような患者さんの大幅なQOL (30) 低下を伴わない治療効果が期待されます。

また、東海大学との共同研究においては、PPMX-T003の優れた鉄取り込み阻害能が、アグレッシブNK細胞白血病 (ANKL) という超希少疾患にも有効である可能性が示されました。患者由来腫瘍細胞を移植したマウスモデルによるPPMX-T003の投与実験で、極めて高いがん細胞増殖抑制効果及び生存期間の延長が確認されています。

以下のデータ (表) は様々な血液がん細胞に対する増殖抑制効果のデータです。一番下の正常細胞 (臍帯由来細胞) に対して、最下段以外の全てが種々のがん細胞で、そのEC50 (細胞増殖を50%抑制するために必要な薬剤濃度) は2桁以上少なく、がん細胞が正常細胞に比較してPPMX-T003に敏感で、強く増殖抑制されることが示されています。

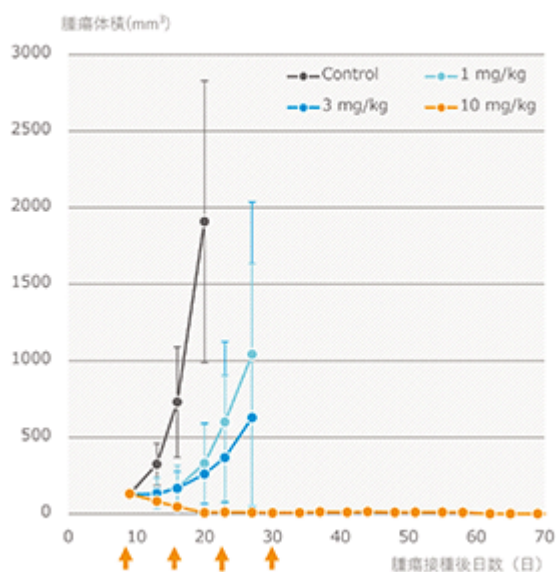
< 正常細胞に対してがん細胞に強く作用するPPMX-T003の細胞増殖抑制の比較データ (表) >

由来	細胞株	EC50: nM
Tリンパ腫	MTA	0.1
骨髄異形成症候群 (MDS)	SKM-1	0.17
リンパ腫 (ALL)	CCRF-CEM	0.09
リンパ腫	RAMOS	0.03
急性骨髄性白血病 (AML)	K562	0.47
	Kasumi-1	0.04
	HEL	0.07
リンパ腫	SU-DHL-2	0.38
	SU-DHL-1	0.2
Tリンパ腫	H9	0.07
皮膚リンパ腫	HH	0.63
正常細胞 (臍帯由来細胞)	HUVEC	67以上

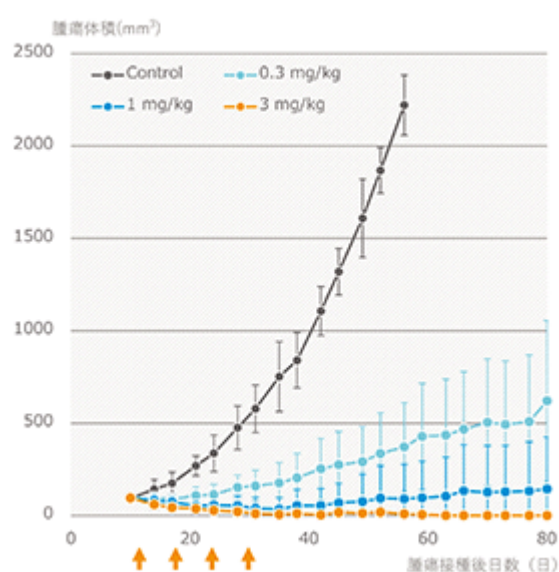
(注) 細胞株とは、がん組織から採取し、安定的に増殖・培養できるようにした実験用細胞のこと

以下のデータは担癌マウスを用いた動物実験データです。急性骨髄性白血病 (AML) や悪性リンパ腫で薬剤の用量依存的にがん細胞の増殖が抑制されていることが示されています。いずれも横軸は日数、縦軸は腫瘍の大きさで、矢印は薬剤の投与を表しています。二つのグラフはいずれも、薬剤無し (Control) で日数と共に急速に腫瘍体積が大きくなっています。これに対してPPMX-T003を投与すると、投与量が増えるとともに腫瘍体積の増大が抑制されています。特に30日目以降は、その後薬剤の投与が行われていないのに腫瘍体積は増えていません。つまり、PPMX-T003は用量依存的に腫瘍体積の増加を抑制し、投与量が多い場合はがんを消失していることが確認できました。

● 急性骨髄性白血病(AML)モデル



● 悪性リンパ腫モデル



(出典 Zhang et al. (2017) AACR Annual Meeting, Chicago, USA DOI: 10.1158/1538-7445.AM2017-5586)

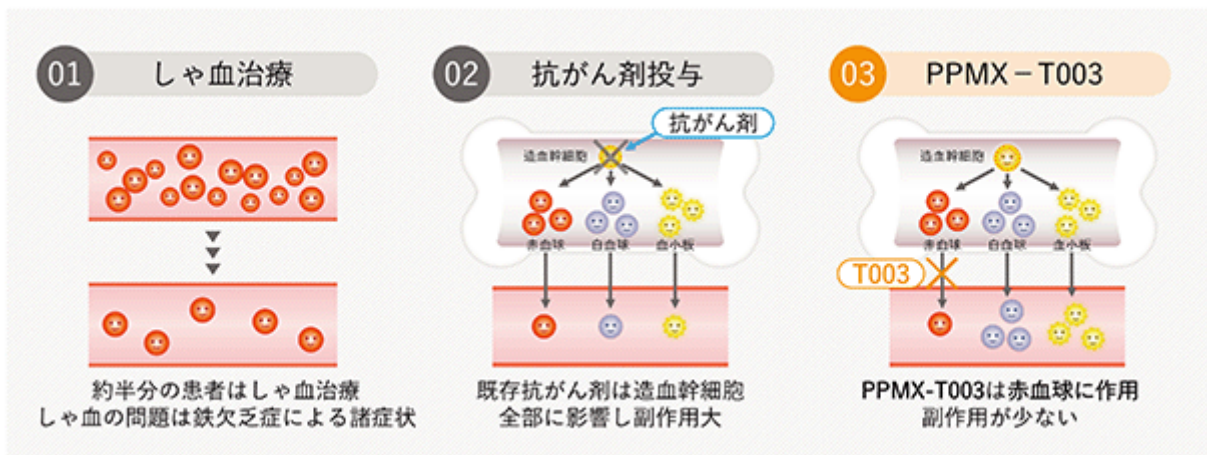
b. 開発状況

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）研究成果最適展開支援プログラムの採択後、2018年にサルを用いた非臨床毒性試験（GLP毒性試験）を完了し、2015年に終了した予備試験と同様の結果を得ております。また、本非臨床毒性試験完了をもって研究成果最適展開支援プログラムは終了し、2018年より企業主体の開発に切り替えました。その後、自社で実施した治験結果に基づいて導出活動を進めております。この抗体については、導出活動中の対象疾患とは別の疾患においても、新たな医薬品候補となる可能性が認められ開発を進めております。

PPMX-T003は種々の血液がんで治療効果が期待されますが、最初に真性多血症治療薬の開発に取り組んでいます。真性多血症（PV）は赤血球が通常より多い疾患で血栓生成が問題です。現在の治療法は、瀉血（しゃけつ）又は抗がん剤等の薬物療法です。瀉血は体内の鉄分が不足するため、貧血や脱力感、うつ病、手足むずむず病等の精神症状を伴い、QOLが悪いという課題があります。また、抗がん剤等の既存の薬物療法は骨髄抑制や2次がん発症リスク等の課題があります。これに対して、PPMX-T003は、既存の治療法で問題となる副作用の大幅な低減が期待されます。

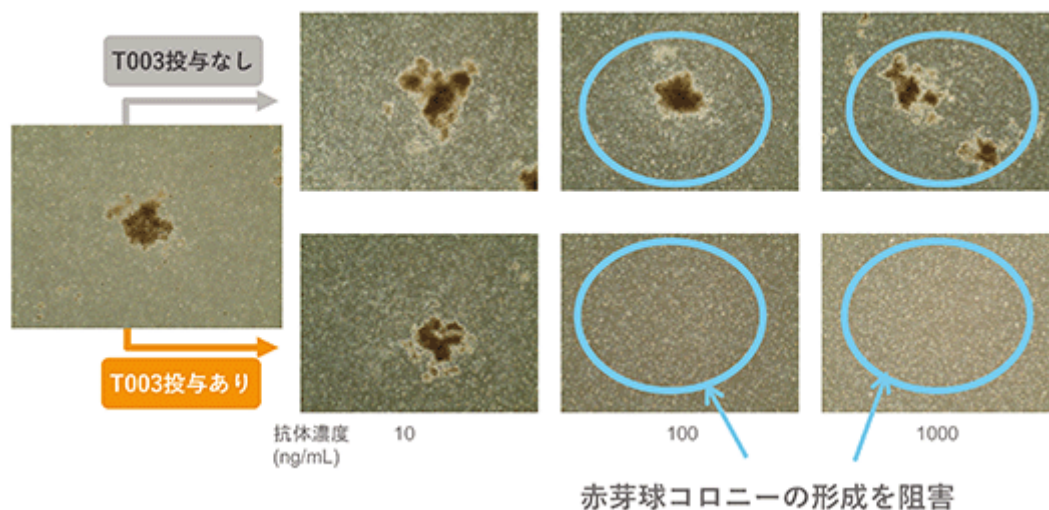
以下に真性多血症の標準的治療法と課題について図に示します。

< 真性多血症と治療 >



以下のデータは、順天堂大学における真性多血症の患者さんの瀉血検体を用いた内因性赤芽球コロニーの増殖試験の結果です。PPMX-T003を加えた細胞培養の実験で、赤芽球コロニーの形成が阻害されていることがわかります。これは、PPMX-T003の真性多血症治療薬としての可能性が、ヒトの検体を用いて検証された、重要な事例です。

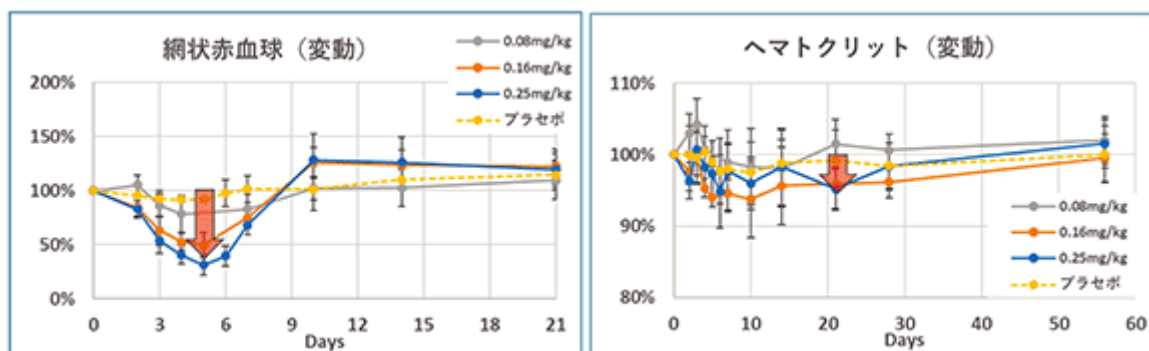
● 患者の検体を用いた試験



（出典：第81回日本血液学会学術集会「抗TfR1抗体による真性多血症内因性赤芽球コロニーの形成阻害」）

2019年11月より健常人を対象とした第Ⅰ相試験を開始しました。

2021年3月に治験総括報告書が完成した健常人の第Ⅰ相試験では、日本人健康成人男性へのPPMX-T003の投与量0.25mg/kgまでの単回持続静脈内投与において、安全性が確認されたと考えております。



次に、PVを対象疾患と定めて第Ⅰ相試験を国内で実施し、2024年6月に終了しました。

なお、この第Ⅰ相試験の結果につきましては、2024年12月に行われた第66回全米血液学会（ASH）年次総会で、被験者都合により中止となった1例を除く5例において12週間の瀉血不要期間が達成されたことや、全6例においてヘマトクリット、ヘモグロビン等の赤血球パラメータで薬効が示唆されたことを報告しました。

また、「a.特徴」に記載のとおり、ANKLという超希少疾患の治療薬となる可能性も示され、2023年4月より医師主導治験の第Ⅰ相試験（以下「本治験」）が実施されております。本治験の実施に際しては、2022年3月及び2025年2月の二度にわたり、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」に採択され、支援を受けております。本書提出日現在、全国10カ所の基幹病院に参加いただき治験実施体制を整備しております。被験者の登録は治験開始時の目標症例数7例に対して、2023年に2例、2024年に1例、2025年に2例あり、現在5例となっております。なお、治験期間は、対象疾患が超希少疾患であることから被験者リクルートに時間を要しており、これまでに二度の延長を経て、2027年3月末までとなっております。引き続き、ANKLの有効な治療薬の開発に向けて治験を推進してまいります。

c. 対象疾患
血液がん

d. ライセンスの状況

本書提出日現在、グローバルでのライセンス活動を進めております。

PPMX-T004

PPMX-T004は、導出先である富士フイルム株式会社の事業方針の変更により、2022年3月に実施権が返還されており、新たな医薬品候補として開発を進めております。

a. 特徴

PPMX-T004は、PPMX-T002と同じく、がん細胞表面に存在するカドヘリン3（CDH3）を標的としています。CDH3は、細胞間接着蛋白質として機能すると考えられています。PPMX-T004は、遺伝子改変した抗体に薬物を結合した抗体薬物複合体（ADC）（31）で、結合した薬物によって、本抗体と結合したがん細胞を殺傷することができるため、患者さんの免疫機能の状態に関わらず、高い効果が期待できます。PPMX-T004では、固形がんの細胞表面に多く発現しているCDH3を標的とし、がん細胞に対し高い内在性を有する抗体を用いています。

b. 開発状況

当社において、新たな医薬品候補として開発を進めております。より有効性の高い薬剤と、薬剤と抗体とを結合させるためのリンカー（32）の最適な組み合わせを見出し、マウスによる実験でも高い抗腫瘍効果を認めました。これを受けて、現在は予備毒性試験を進めております。

c. 対象疾患

CDH3を発現する固形がん

d. ライセンスの状況

2015年9月に、PPMX-T004に関する権利（「研究・開発」及び「製造・販売」等）を富士フイルム株式会社に実施許諾する契約を締結しましたが、富士フイルム株式会社の事業方針の変更により、2022年3月に当該契

約を解除しました。より高い有効性が期待される薬剤やリンカーに変更した新たな医薬品候補として開発を進めており、本書提出日現在、導出先は決まっておりません。

その他

当社は患者組織を利用することで取得した疾患特異的な標的候補を多数保有しております。これら標的群に対する抗体取得を順次進めており、Naked抗体（ 33）、Armed抗体等、多様なプラットフォームを用いた自社開発プログラムを推進中です。

<用語集>

	用語	説明
1	抗体	抗原（免疫反応を引き起こす物質）の構造に応じて1対1の関係で特異的に結合する蛋白質。この特異的な結合力を利用して、がんや感染症、疾患を診断・治療する医薬品（分子標的薬）に応用されます。
2	シーズ	医薬品の初期の候補となる物質。
3	ハイブリドーマ法	抗体を産生する細胞と不死化細胞を融合して、1種類の抗体を多量に産生する技術。免疫方法や細胞の調整といった手法が確立され、ファージディスプレイ法と比較して安価で簡便であることから、広く一般的に行われています。親和性の高い抗体が取得可能ですが、取得した抗体がヒト以外の動物由来のものであるため、医薬品として使用するためには抗体をヒト化する必要があります。また、ファージディスプレイ法と比較して複雑な構造の標的分子に対する抗体の作成が困難です。
4	親和性	ある物質が特定の物質と選択的に結合しようとする性質、傾向。
5	ファージ	細菌に感染するウイルスの総称。ファージに様々な遺伝子を組み込むことで細菌に人為的に特定の蛋白質を作らせることができます。
	抗体ライブラリ	ある特定の手段あるいは目的をもって構成された抗体あるいは抗体遺伝子の集合。
6	スクリーニング	様々な指標で目的とする物質を選択する操作。
7	シングルBセルスクリーニング法	特定の抗原に対してのみ反応する抗体を生産するB細胞を単離し、モノクローナル抗体を取得する方法。
8	ファージディスプレイ法	細菌に感染するウイルスであるファージに抗体分子を表出する技術。標的分子と反応させることで、特異的に結合する抗体クローンを見つけ出すことができます。ハイブリドーマ法と比較してヒト抗体ライブラリから直接ヒト抗体を取得できる利点がある一方、コストが高く、抗体ライブラリ作製に熟練が必要であることに加え、一般的には親和性の高い抗体の取得が困難です。
9	マウス抗体	マウスに免疫して得られた抗体。
10	キメラ抗体	遺伝子工学的手法によりマウス抗体の可変領域とヒト抗体の定常領域を連結したものの。
11	ヒト化抗体	遺伝子工学を用いてマウスで作成した抗体の抗原結合部位をヒト由来の抗体分子に移植して作製された抗体分子で、配列的にキメラ抗体より、ヒト抗体に近いものです。
12	完全ヒト抗体	蛋白質配列が全てヒト遺伝子に由来する抗体。他の生物種由来の配列を含まないため、より安全性が高いと考えられています。
13	抗体医薬品	抗体の様々な機能を利用した医薬品。抗体はその構造の同一性から、製造技術の確立が進み、バイオ医薬品としての開発が盛んに行われています。
14	上市	医薬品として承認され、実際に市販されること。
15	抗体の遺伝子配列	抗体は蛋白質の一種であり、そのアミノ酸配列を決定するDNA（デオキシリボ核酸）の塩基の並びのこと。
16	バイオマーカー	生体内の生物学的変化を定量的に把握するため、血中蛋白質量等の生体情報を数値化・定量化した指標。疾患の有無や進行度合いの指標になります。

	用語	説明
17	PTX3	Pentraxin3の略。体内の炎症により産生される炎症性蛋白質の一つ。
	ELISA	Enzyme-Linked Immunosorbent Assay (酵素免疫測定法)の略。試料溶液中に含まれる目的物(一般的には蛋白質)を、これに特異的に結合する抗体で捕捉し、酵素反応に基づく発光、発色をシグナルとして検出することで目的物の濃度を計測する方法。
18	CRO	Contract Research Organization (医薬品開発業務受託機関)の略。製薬企業、医療機関、行政機関等の依頼により、医薬品、医療機器、食品(特定保健用健康食品)、化粧品等の臨床開発及び臨床試験(治験)に関わる業務を、受託、又は労働者派遣等で支援する機関のこと。
19	CMO	Contract Manufacturing Organization (医薬品製造受託機関)の略。製薬企業から医薬品(治験薬・市販薬を含む)の製造を受託します。
20	トランスクリプトーム	特定の状況下において細胞中に存在するmRNAの総体。 mRNA: Messenger RNA (伝令RNA)の略。蛋白質に翻訳される遺伝子情報を持つRNA(遺伝子の情報を伝える物質)のこと。
21	リバーストランスクリプトーム	特定の状況下での発現産物の総体から発現産物を同定するトランスクリプトームから逆の過程を経ることから想起した造語。
22	特異性	抗体が特定の抗原にのみ結合して他とは結合しない性質。
23	ヒトナイーブ抗体ライブラリ	人のリンパ球由来抗体遺伝子をもとに構築された抗体配列の集合体。ナイーブとはいまだ特性の抗原に対して刺激を受けていない状態。刺激をうけると特定の抗原に対して特異性と親和性を向上させていきます。
24	エピトープ	抗体が標的とする物質の結合領域。
25	免疫寛容	体の中で作られる抗体が自分の細胞を攻撃しないように自己抗原に対する抗体をあらかじめ排除する機構。抗体が作られる初期の段階で選別が行われます。
26	VHH抗体	ラクダ科動物が持つ特殊な抗体分子(重鎖抗体)の変域領域(VARIABLE domain of Heavy chain of Heavy chain antibody)の略称。
27	アジュバント	抗原と一緒に投与して、その効果を高めるために使用する物質。
28	プライマー	遺伝子を増幅する際の起点として使用されるDNA断片。
29	Armed抗体	放射性同位体や細胞傷害剤等を連結した抗体。連結した物質の種類により、例えばがん細胞への攻撃力を高めるなどが期待できます。
30	QOL	Quality of Lifeの略。日本語では「生活の質」「生命の質」と訳されず。患者さんが、人間らしく満足行く生活が送れているのかという尺度として捉えられます。
31	ADC	Antibody Drug Conjugate (抗体薬物複合体)の略。強力な細胞傷害活性を持つ薬物が連結されている抗体。ADCは標的を介して細胞内部に取り込まれ、連結している薬物の効果で細胞を殺傷します。
32	リンカー	ADCの構成物の一つで、抗体と薬物とを結合するものです。薬物をいつ、どのように切断するかの制御も行います。
33	Naked抗体	何の修飾も施していない抗体。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は、LSBMで開発された蛋白質発現技術、及びファージ抗体ライブラリを用いた抗体スクリーニング技術、並びにシーズ探索技術を駆使して、がん及びその他の疾患の治療用抗体医薬品の研究開発を進めることで、世界の医療に貢献していくことを基本方針としております。

(2) 目標とする経営指標

当社における導出時の契約一時金とその後の継続的なマイルストーン等の収入は、当社又は導出先における研究開発の進捗に大きく左右されます。

そのため、当社では、ROA（総資産利益率）やROE（自己資本利益率）といった数値的な目標となる経営指標は用いておりませんが、経営指標として、将来の売上に繋がるパイプラインの開発の進捗、パイプラインの拡充及び売上高を重要な目標と考え、事業活動を推進しております。

(3) 中長期的な経営戦略

当社の中長期における重要課題は、継続的に新規抗体を創出することであり、そのために開発パイプライン充実に向けた探索研究を継続的に実施するとともに臨床開発を進めてまいります。

創薬ベンチャーである当社は、これらの研究開発を継続して行っていくために、研究開発体制の強化と研究開発資金の調達が不可欠であります。そのために、新規提携先の確保、研究開発助成金の獲得とともに、必要に応じて、ライセンス契約の締結を始めとした国内外のパートナーとの提携や、資本市場からの資金調達を行いながら研究開発を推進してまいります。

(4) 経営環境

当社の事業である抗体医薬はバイオ医薬品に属します。世界におけるバイオ医薬品市場の推移を見ると、年々バイオ医薬品の売上高は増加しており、2026年には約5,489億ドルに達すると予測されています（出典：Evaluate®）。また、2025年度の世界の医薬品の売上高上位10品目のうち、抗体医薬品は4品目を占めております（出典：日経BP社「日経バイオテクONLINE」2026年5月7日掲載 <https://pharma.all.nikkeibp.co.jp/atcl/column/16/011900001/26/04/26/00459/?ST=pb>）。このように当社の事業環境は成長基調にあり、その中において、当社は医療ニーズの高い抗体医薬品を継続的に開発することにより、事業の成長が見込まれると考えています。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、「最先端の抗体技術で世界の医療に貢献する」ことを使命として、がん及びその他の疾患の治療用抗体医薬品の研究開発を進めております。この使命のもとで、当社は、次の対処すべき課題に取り組んでまいります。

既存のパイプラインの開発と拡充

当社は現在、抗体医薬品候補として、PPMX-T002、PPMX-T003、PPMX-T004という3つのパイプラインの開発を進めております。研究開発先行型のビジネスモデルであるため、既存のパイプラインの開発を着実に進め、導出することで収益を改善し、新たな医薬品候補を継続的に創出することが、企業価値向上には必須であると認識しております。

なお、それぞれのパイプラインの詳細及び具体的な進捗につきましては、「第1 企業の概況 3.事業の内容 (3) 当社の開発品」及び「第2 事業の状況 4.経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」をご参照ください。

次期パイプラインの探索研究

複数の大学研究機関との継続的な共同研究によって、次期パイプラインの創出に向けた、候補標的の評価データの収集を行っております。また、標的に対する最適な抗体を獲得するための新技術導入も積極的に進めており、新たな抗体医薬品シーズの探索研究をさらに進めてまいります。

抗体研究支援及び抗体・試薬販売の拡大

抗体研究支援は、大学や研究機関との共同研究などを通じて得られた新たな顧客ニーズの発掘による支援メニューの拡充や、創薬企業ならではの細やかな研究支援により売上増を図ってまいります。また、抗体・試薬販売は、新製品の継続的な投入を行うとともに、当社抗体の論文での使用例や、企業での使用例を具体的にホームページ等で訴求し、研究者や企業からの支持を拡大することで受注増を目指してまいります。

新しいサービスの提供

抗体医薬品業界においては、抗体薬物複合体（ADC）や放射性同位体標識抗体等のArmed抗体の研究開発も盛んとなっております。当社の優れた抗体ライブラリや抗体技術を活用し、業界動向に沿った新たなサービスの提供を行ってまいります。

研究開発資金の調達

当社のビジネスモデルは、多額の研究開発費用が先行して必要となるため、ライセンス契約の締結を始めとした国内外のパートナーとの提携や資本市場からの資金調達により、研究開発資金の調達に努めてまいります。

企業基盤の強化

当社は優秀な人材を積極的に採用し、新たな抗体医薬品の開発をさらに積極的に進めてまいります。また、ジェンダーや国籍を問わず、働きやすく、やりがいのある職場づくりに継続的に取り組み、社員の成長を促すことで企業基盤の強化に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を、法令遵守・コンプライアンス、リスクマネジメント、及びサステナビリティ推進活動に係る意思決定機関と位置づけ、基本方針・戦略の策定、目標の進捗管理、施策の審議を行っております。

代表取締役社長は、サステナビリティ委員会からの報告・提案を受けその内容を精査した上で、取締役会に報告・上程し、各取締役は、取締役会において代表取締役社長から報告・上程された内容を審議・承認・監督いたします。

(2) 戦略

基本方針及びマテリアリティ

当社は、企業理念「最先端の抗体技術で世界の医療に貢献する」のもと、独自の抗体技術を用いて、新しい抗体医薬品の開発を目指しております。中核である創薬を積極的に推進し、有用で安全な抗体医薬品を開発することを通じて、持続的な成長による企業価値の向上と、事業活動を通じた持続可能な社会の実現に貢献することを、サステナビリティ基本方針としております。

この基本方針に基づき、重点的に取り組むマテリアリティ（重要課題）は次の通りです。

マテリアリティ	取組み
革新的な医薬品の創製	<ul style="list-style-type: none"> 重点研究領域の明確化による効率的な研究開発 国内外の製薬企業・アカデミア・ベンチャー企業との連携（オープンイノベーション） GMP等関連法規の遵守 法令を遵守した研究・開発・生産 医薬品に関連する情報、関連法規等の教育 副作用情報の迅速な収集・報告
環境に配慮した事業活動	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な空調システム、LEDの採用による電気消費量の削減 廃棄物、環境負荷物質の削減等
従業員の多様性受入れ 組織の一体感醸成	<ul style="list-style-type: none"> 全ての人々の人権の尊重 従業員の働きがい醸成 従業員の能力開発 女性活躍推進
コンプライアンスの徹底 個人情報、秘密情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス関連規程の遵守 従業員への各種情報管理規程の周知徹底、継続教育 ITセキュリティ及び情報管理の徹底 サステナビリティ委員会によるコンプライアンス体制の維持・管理
コーポレート・ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定の迅速化・経営の妥当性に対する取締役会による監督機能の強化、企業活動の透明性の確保 報酬委員会による取締役報酬決定プロセスの透明化 内部監査の実施、経営層との連携 リスクマネジメント 安全で健康的な労働環境の形成

人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

「第4 提出会社の状況 5 従業員の状況等 (1) 人材戦略に関する基本方針等」に記載しております。

(3) リスク管理

当社は、持続的な成長を確保するために、サステナビリティ委員会にて経営戦略に大きな影響を与えると想定されるサステナビリティ関連を含む重要リスクとその具体的な影響を分析し、各委員会（サステナビリティ委員会、防災安全委員会、安全衛生委員会、実験室安全委員会及び情報セキュリティ委員会）にて対策を講じ、実行しております。また、各委員会の実施内容についてはサステナビリティ委員会へ定期的に報告を求め、その評価を行い、必要に応じ改善を指示しております。

経営戦略に大きな影響を与えると想定されるサステナビリティ関連のリスク及び取組みは次のとおりです。

重要リスク	取組み
-------	-----

腐敗防止	<ul style="list-style-type: none">・コンプライアンス規程の遵守・従業員への定期的な研修
災害・感染症の発生	<ul style="list-style-type: none">・事業継続計画（BCP）の制定・定期的な訓練による行動力強化
職場での従業員の安全確保	<ul style="list-style-type: none">・安全衛生委員会、実験室安全委員会等によるリスクの洗いだし及び対策
ITセキュリティ及び情報管理に関する事故	<ul style="list-style-type: none">・情報セキュリティ委員会によるリスクの洗い出し及び対策の立案・毎年情報セキュリティ診断を定期的実施し、必要な対策の追加・実施・従業員へのセキュリティハンドブックの作成・定期的な研修

（４）指標及び目標

当社はこれまで、女性が活躍しやすい職場環境と風土の醸成に取り組んでまいりました。そのため、女性管理職比率と男女の賃金の差異について注視しており、目標値をそれぞれ50%、100%としております。

2026年3月期における「女性管理職比率」は37.5%（2026年4月1日時点）、「男女の賃金の差異」は84.8%です。

- （注）1．上述の数値は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
- 2．男女の賃金の差異は正規雇用労働者を対象に算出しております。また、賃金制度・体系において性別による差異は設けておりません。男女の賃金の差異は賃金水準が高い男性管理職が多いことによるものであります。

3【事業等のリスク】

当社の事業運営及び展開等について、リスク要因として考えられる主な事項を以下に記載しております。投資判断上、もしくは当社の事業活動を十分に理解する上で重要と考えられる事項については、ステークホルダーに対する積極的な情報開示の観点からリスク要因として挙げております。

当社はこれらのリスクの発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針であり、当社におけるリスク管理の体制として、問題があると認められる行為等については、コンプライアンス責任者から取締役会に適宜報告される体制としています。他方で、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載もあわせて、慎重に検討した上で行っていただく必要があると考えます。また、以下では投資判断のためのリスクを全て網羅したのではなく、さらにこれら以外にも様々なリスクを伴っていることにご留意いただく必要があると考えます。

当社は、医薬品等の開発を行っていますが、医薬品等の開発には長い年月と多額の研究費用を要し、各パイプラインの開発が必ずしも成功するとは限りません。特に研究開発段階のパイプラインを有する製品開発型バイオベンチャー企業は、事業のステージや状況によっては、一般投資者が投資対象とするにあたり相対的にリスクが高い対象と考えられており、当社への投資はこれに該当します。

なお、文中の将来に関する記載は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 医薬品の研究開発、医薬品業界に関するリスク

新薬開発の不確実性

当社は、抗体医薬品開発を行っていますが、一般に医薬品開発の成功確率は、他産業と比較して極めて低いものとされています。また、医薬品開発は多額の研究開発投資と基礎研究段階から承認取得に至るまで長期間を要すると考えられています。

そのため、基礎研究及び非臨床試験において高い効果が期待される新規抗体医薬品候補が見つかったとしても、その後の臨床試験において、期待した効果が得られなかった場合、重篤な副作用が生じた場合、当局の審査において承認が得られなかった場合などには、研究開発に遅れを生じたり、研究開発計画が延期あるいは中止されたりする可能性があります。当社では、そのようなリスクを低減するために、当社で治験を実施する場合は、医師等の専門家の指導を受けて治験デザインの策定等を行っていますが、医薬品の研究開発には多くの不確実性が伴い、当社の現在及び将来の開発品についても以上と同様の不確実性のリスクが内在しております。研究開発が遅れた場合や追加試験が必要となった場合には、計画外の追加資金が必要となり、追加資金確保のために新たな資金調達が必要となる可能性があり、その資金調達の実現自体にも不確実性があります。また仮に開発に成功し、ライセンス契約の締結に至っても、その存続期間を特許権の有効期間が終了するまでの期間とするものもあり、ライセンス契約中にマイルストーンを達成できずに、当初想定した投資回収額を回収できないリスクもあります。このようなリスクが顕在化した場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制及び医療保険制度について

医薬品業界は、各国において薬事法をはじめとする事業規制法、医療保険制度及びその他関係法令等により様々な規制を受けております。当社においては、現行の医薬品に関する日本をはじめとした先進国での承認基準や薬事規制を前提として事業計画を策定しておりますが、これらの基準及び規制は、技術の発展や市場の動向等に応じて適宜改定がなされることがあります。

上述したとおり医薬品開発においては開発に長期間を要し、その期間内にこれらの基準及び規制、制度等が改定・変更される可能性があります。当社では、法令や制度等の変更に係る情報を収集し、適切に対応する方針ですが、それら制度等の改定・変更により既存の研究開発の体制（組織的な体制、製造方法、開発手法、臨床試験の進め方、追加試験を行う必要性の発生等）の変更が必要となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

抗体医薬品市場について

当社は、主に抗体医薬品の開発を行っております。当社は、医薬品業界動向を示すデータや予測などから抗体医薬品市場が安定的に成長すると見込んでおりますが、抗体医薬品と競合する低分子医薬品、中分子医薬品、核酸医薬品及び再生・細胞医療の開発・発展等により想定どおりに抗体医薬品市場が拡大しなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社が属する医薬品業界は、技術革新が著しく速いため、当社も創薬基盤技術を継続的に向上させるべく、研究開発を積極的に実施しております。

しかしながら、急激な技術革新等により新技術への対応に遅れが生じ、当社が保有する技術・ノウハウが陳腐化した場合、また、必要な技術進歩の常なる追求に伴い、想定を超える費用と時間を要した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社が携わる研究開発領域は、急激な市場規模の拡大が見込まれており、欧米を中心にベンチャー企業を含む多くの企業が参入しております。

当社では、特許の取得等によって競争優位性の確保に努めておりますが、競合他社の有する医薬品候補物質の研究開発が、当社の有する医薬品候補物質と同じ疾患領域で先行した場合、当社の事業の優位性は低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

副作用について

当社が研究開発を実施した治験薬及び上市後の医薬品で、臨床試験段階から製品上市後にかけて、予期せぬ重篤な副作用が発現する可能性があります。万が一重篤な副作用が発現した場合、製造物責任等を追及されることに伴い損害賠償リスクが発生する可能性があることから、保険の加入等により財政的な影響を回避又は最小限にしていこう対応しております。

しかしながら、保険金の支払が、最終的に当社が負担すべきとされた損害賠償額の全額に満たない、又は保険金が支払われない可能性もあります。その場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。これ以外にも、最終的に当社への損害賠償が認められなかった場合であっても、また、損害賠償額の全額が保険で補てんされた場合であっても、損害賠償請求がなされたという事実により、当社に対してネガティブなイメージをステークホルダーが持ち、その結果、研究開発中の医薬品候補物質及び上市後の医薬品に対する信頼性が損なわれるようなことがあれば、その後の当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

研究開発施設等における事故等の発生について

当社は、東京本社と名古屋ラボに研究開発施設を有しております。当社では、実験室安全委員会を設け、研究開発施設における危険物の管理、教育訓練等を実施し、事故防止のための対応を徹底しておりますが、不可抗力を含めた何らかの原因により火災や環境汚染事故、感染等が発生した場合、研究開発活動の中断、停止、又は、損害賠償や風評被害等重大な損失を招く可能性があり、その場合には当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、以下の に記載のとおり、当社は、当社の研究開発業務の一部を専門機関である外部委託先（CRO-医薬品開発業務受託機関、治験実施施設、原薬・製剤の製造業者等）に委託しており、これら外部委託先において不可抗力を含めた何らかの原因により火災や環境汚染事故等が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社及び外部委託先において地震、水害等の自然災害・その他の避けることの困難な事態の発生により、設備・インフラが支障をきたし稼働できない状況、従業員等が出社できない状況等、一時的又は長期にわたり業務が停止し、臨床開発を一時的又は長期にわたり休止せざるを得ない状況が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

外部委託先との連携について

当社は、経営の機動性・効率性の観点、コスト低減や専門性の高い分野における協業等の観点から主に以下の業務の一部を専門機関に委託しております。

- ・原薬・製剤（治験薬）の製造・保管・評価試験
- ・薬理効果試験・毒性試験等の非臨床試験
- ・臨床試験のモニタリング・データマネジメント・統計解析
- ・治験実施施設における臨床試験

現在、委託先との関係は良好であり、今後も取引を継続してまいります。委託先における自然災害及び重大な感染症の流行等の不測の事態等により、原薬の安定供給に支障が生じる、適時なサービス業務を受けられなくなる、治験を含む研究開発活動が遅れる等の可能性があります。この場合には当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

上述した委託及びそれ以外の業務に関する委託について、予期せぬ契約の終了や契約内容の変更が行われないう、委託先の経営状況の把握と、良好な関係の維持に努めておりますが、当社にとって不利な内容で契約の改定が行われた場合又は予期せぬ事情により契約が終了した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外部委託先は日本国内のみならず海外の企業にも及んでおります。今後も国内外を問わず、研究開発において最善かつ最適な企業・医療機関等を選択して業務の委託を行う予定であります。

海外の企業に業務を委託するに際して、国内外のコンサルタントを利用し、コミュニケーションを密にして情報収集に努めるなどトラブルを回避するための措置を講じておりますが、当該国における法令等及びその解釈等に伴い問題を生じる可能性、商取引慣行や買収等により現地の委託先と問題を生じる可能性、国際税務上の問題又は戦争・紛争等に伴う治安不安等により事業運営に制約を受ける可能性があります。この場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業遂行上のリスク

重要な契約等について

当社の重要な契約の概要は、「第2 事業の状況 5 重要な契約等」に記載しております。現在、これら重要な契約の継続に支障はなく、当社としては予期せぬ契約の終了や契約内容の変更が行われないよう、契約先との良好な関係の維持に努めておりますが、当該契約が期間満了、又は契約の相手方の経営状態の悪化や経営方針の変更に基づく契約解除その他の理由による終了、もしくは当社にとって不利な内容で改定が行われた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

会社組織について

当社は、本書提出日現在、従業員が40名に満たない小規模な組織であり、研究開発及び社内管理体制は当該規模に応じたものであります。今後の事業拡大に応じ、内部管理体制の充実を図る方針であり、また、研究開発推進のため、必要な研究開発要員の確保に努めてまいります。しかし、必要な人員を確保できない場合、当社の今後の組織的な事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

人材育成・確保について

当社が成長を続けていくために不可欠な要素の一つが、優秀な人材の確保育成であります。今後も、特に研究開発分野における専門的な知識・技能をもった優秀な人材の確保育成を進めていく方針ですが、当社の想定する人材の確保に支障が生じた場合、又は重要な人材が社外に流出した場合には、当社の事業、業績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

特許について

当社は、様々な知的財産権を有しており、これらは当社の保有する権利であるか、又は権利者から適法に使用許諾を受けた権利であると認識しております。また、これらの知的財産権については登録済みとなっているものと出願・審査中のものがあります。

本書提出日現在、当社としては権利化されることを念頭に出願しておりますが、出願済みの発明について、その全てにつき特許が成立するとは限らないだけでなく、出願中の特許全てが権利化に至らない可能性があります。また、優れた技術が出現した場合には、当社が実施する特許権に包含される技術が陳腐化する可能性があります。これらの結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、特許の出願は、発明の内容、対象国等について費用対効果を考慮して行いますので、研究開発で得られたすべての発明につき出願するものではありません。また、出願費用・維持費用等のコストを回収できない可能性があります。

他社において優れた特許発明がなされ、権利化される可能性は常に存在していることから、当社の特許が成立しても、他社の特許発明により、当社の特許が無効化される可能性は潜在的に存在します。天然物に関連する特許については、日本・米国・欧州の特許庁において共通したガイドライン等が合意され、運用されておりますが、これとは別のガイドライン等に基づき運用している国があり、国によって法令・ガイドラインが異なり複雑な状況となる場合があります。また国によってその法令・ガイダンス等が同一でも解釈や事実認定の方法・解釈が異なる場合があります。他国において当社が出願した特許が事前の想定どおりに取得・登録されない可能性があります。日本を含め他国においても、解釈等の違いに基づいて、第三者が当社に通知・補償・支払いをすることなく当社の特許及びそれに関連すると考えられている技術を利用し、研究開発、医薬品・薬剤の製造販売をする可能性があります。

なお、現在、当社のパイプラインにおいて、その実施に支障となる、又は支障をきたす可能性のある特許権等は、調査した限りにおいて確認されておられません。

また、当社が実施許諾を受けた権利の契約が期間満了、又は契約の相手方の経営状態の悪化や経営方針の変更に伴い契約解除その他の理由による終了、もしくは当社にとって不利な内容での改定が行われる可能性があり、それらは当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟及び請求について

当社は、その事業が第三者の特許権等に抵触することを未然に防止するため、特許事務所と連携の上、特許調査を適時実施しております。また、本書提出日現在において、当社の事業に関する特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟係属を含め、何らかの請求・主張を受けている事実はありません。

しかしながら、万が一、第三者との法的紛争が生じた場合には、この解決に時間及び多大な費用を要する可能性があります。特に第三者の特許権等に抵触する形で事業を行っていた場合、当該第三者からの差止請求や損害賠償請求、高額な実施料の請求等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、製造物関連、環境関連、労務関連その他に関する訴訟が提起された場合には、その結果、当社の社会的信用が失墜を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

職務発明について

当社における職務発明の取扱いに関しては、発明・考案に関する規程を制定・運用し、当該規程に従い発明者に対して相当の対価を支払うこととしております。また、本書提出日現在、当社において職務発明の対価の請求・主張を受けている事実はありません。

しかしながら、発明者との間で職務発明の対価の相当性についての係争やトラブル等が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

災害、感染症等の発生に関する不確実性について

当社が事業活動を行っている地域において、自然災害や火災等の事故災害等が発生した場合、当社の設備等が大きな被害を受け、その一部又は全部の稼働が中断し、研究開発が遅延する可能性があり、損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、重大な感染症の流行等が発生した場合や、研究開発部門の一時閉鎖等の不測の事態が発生した場合には、研究開発が遅延する可能性があり、その遅延の結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行拡大に対しては、『緊急コロナウイルス対策方針』を定めて、当該リスクの発生防止に努めてまいりました。今後も同様の感染症の流行が発生した場合には、当該方針をベースとした対策を適宜講じてまいりますが、従業員又は従業員の家族等に感染者が発生し、当社全体に及んだ場合、研究開発や試薬販売等、事業の推進が困難になり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

武力紛争等による研究・開発遅延リスクについて

特定の地域における武力紛争や戦争の発生により、研究・開発活動に必要な実験用消耗品等（試薬、培地、実験器具等）の調達が困難となる場合があります。こうした物品の製造に必要な原材料の多くは特定の国や地域からの輸入に依存しており、紛争による物流の停滞、輸出規制、製造設備の損壊等が生じた場合には、安定的な調達が困難となり、研究・開発スケジュールの遅延を招く可能性があります。当社は地政学的リスクや国際情勢を継続的に監視し、調達リスクの早期検知及び対応策の迅速な実施が可能となるよう体制を整備しておりますが、こうしたリスクが顕在化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ITセキュリティ及び情報管理について

当社は、ITセキュリティ及び情報管理について、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護方針に沿って運用を行っておりますが、役職員、外部委託先の不注意又は故意の行為、又は第三者による意図的な攻撃（サイバー攻撃）などにより、当社のシステムの停止、中断などセキュリティ上の問題や、秘密情報や個人情報の漏洩が発生する可能性があります。当社は、研究開発を事業目的の中心に据えていることから、こうした問題点に対応し、できる限りリスクを低減するべく規程や手続を整備するとともに、内部監査、監査や必要に応じた外部専門家の活用により、セキュリティの強化に努めておりますが、システムの停止やセキュリティ上の問題が発生した場合、当社の研究開発への悪影響、個人情報や知的財産等にかかる重大な機密情報の流出・漏洩が、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスについて

当社の事業遂行にあたっては、薬機法の規制、製造物責任、環境に関する規制など、各種の法令の規制の適用下にあります。当社は、内部統制評価基本方針、コンプライアンス管理規程等に基づき、全社において事業活動が法令及び内規を遵守して実施されるよう、コンプライアンス責任者の活動、内部監査、会計監査等を通じて検証しておりますが、当社の役職員、外部委託先等の第三者が、これらの法令等に違反した場合や、仮に法令違反に該当しなくとも社会的に不適切とみなされる行為に及んだ場合には、法令による処分、処罰などの制裁、訴訟の提起を受ける可能性があり、当社の社会的信頼・名誉が毀損するだけでなく、金銭的損害を被ることにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権について

当社はストック・オプション制度を設けており、優秀な人材の確保や、当社事業及び研究開発活動へのモチベーションの維持・向上を目的として、役員及び従業員に新株予約権を付与しており、今後も上述した目的のため新たに新株予約権を付与していく予定であります。また、新株予約権を活用した資金調達を実施する可能性もあります。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、当事業年度末現在、当社が発行した新株予約権にかかる潜在株式の数は2,145,900株であり、発行済株式総数16,999,600株に対する潜在株式数の割合は12.6%であります。新株予約権の状況及び内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」をご参照ください。

（3）パイプラインに関するリスク

当社の開発パイプラインには、開発パイプラインと開発の前段階の探索パイプラインがあります。上市までに数多くの開発課題を解決していく必要があります。各パイプラインが抱えるリスクは以下のとおりです。

PPMX-T002について

当社及び富士フィルムRIファーマ株式会社（現 富士フィルム富山化学株式会社）は、PPMX-T002に関する権利を富士フィルム株式会社に使用許諾し、富士フィルム株式会社が使用許諾後の研究開発費を負担しておりましたが、2022年3月に同社の事業方針の変更により、当該権利が返還されました。

富士フィルム株式会社が実施している米国での拡大第 相試験は終了しました。現在、より高い有効性が期待される放射性同位体（アクチニウム225）へ変更し、放射性医薬品開発会社を中心に導出を目指しておりますが、以下に記載する理由により、開発が遅延又は中止となる可能性があります。

- ・放射性医薬品の開発協業先を選定できない可能性
- ・臨床試験実施中に疾患領域において競合する新薬が上市されるなどの理由により、必要となる被験者数を適時に獲得できなかった場合
- ・主に安全性等に起因する理由に基づく規制当局による当該試験の中断又は中止命令が出た場合
- ・医薬品候補物質の有効性及び安全性が認められる臨床試験成績が得られなかったと判断した場合
- ・外部環境の変化

この場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、追加の資金調達の必要性が生じる可能性があります。

PPMX-T003について

PPMX-T003は、当社が研究開発費を負担し、日本で実施した真性多血症治療薬としての第 相試験は2024年6月に終了し、導出に向けて活動を実施しております。

今後、以下に記載する理由により、開発が遅延又は中止となる可能性があります。

- ・臨床試験実施中に疾患領域において競合する新薬が上市されるなどの理由により、必要となる被験者数を適時に獲得できない場合
- ・主に安全性等に起因する理由に基づき、規制当局による当該試験の中断又は中止命令が出た場合
- ・臨床試験において期待する有効性及び安全性を示すデータが得られなかった場合
- ・研究開発の後期を担う導出先が見つかるまでに想定を大幅に越える時間がかかった場合、又は見つからなかった場合
- ・外部環境の変化

この場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、追加の資金調達の必要性が生じる可能性があります。

探索パイプラインについて

複数の大学、研究機関及び企業等の継続的な共同研究によって、PPMX-T004をはじめとした探索パイプラインの評価データの収集を行っております。また、AIの活用を含めた新技術導入も積極的に行っており、新たな抗体医薬品シーズの探索研究を進めてまいります。しかしながら、何らかの理由でこれらの研究に支障が生じた場合には、当社の事業戦略や経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

複数の大学・研究機関・企業等との継続的な共同研究を通じて、PPMX-T004をはじめとする探索パイプラインのデータ収集を進めております。また、AIの活用を含む新技術の積極的な導入により、新たな抗体医薬品シーズの探索研究を推進しております。リスク管理の観点から、特定の共同研究先への依存度を低減すべく複数の研究パートナーとの関係構築に努めるとともに、特定の研究テーマへの過度な集中を回避する方針としております。さらに、研究の進捗状況を定期的に管理・評価し、支障が生じた場合には代替手段を迅速に検討・実行できる体制を整備しております。しかしながら、何らかの事由によりこれらの研究に支障が生じた場合には、当社の事業戦略および経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(4) 業績等に関するリスク

収益の変動及びその不確実性について

当社の収益構造は、主に抗体研究支援及び抗体・試薬販売に伴う比較的安定した収入と、導出する抗体の医薬品開発に向けた製薬企業等との契約に基づく契約一時金等の収入の2つに分かれております。製薬企業からの収入は、研究や開発の進捗に大きく左右されることから、当社又は導出先における研究開発の進捗に遅れが生じた場合や、導出先の研究開発方針に変更等が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の期間損益は、製薬企業への導出契約に基づく契約一時金及び研究開発の進捗に伴うマイルストーン等により大きく変動する可能性があります。

資金繰りについて

当社のような研究開発型の企業においては、開発期間において継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなる傾向があります。当社においても営業キャッシュ・フローのマイナスが続いているため、現在進めている導出活動による提携先からの一時金やマイルストーンの形などで資金の確保に努めるほか、必要に応じて適切な時期に新株発行による資金調達を実施する方針ではありますが、何らかの理由によりこうした資金の確保が進まなかった場合においては、今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

為替レートの変動について

当社は、抗体・試薬の海外への販売及び治験薬の製造等の海外への委託を実施しており、海外の取引先との間で外貨建取引を行っております。当社の今後の事業規模の拡大に伴い、外貨建取引の規模が大きくなった場合や支払サイトの長い外貨建取引を行う場合には、為替レートの変動により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

グロース市場の上場維持基準に関するリスクについて

当社はグロース市場に上場しており、東京証券取引所は2030年以降、上場後5年を経過した銘柄について、時価総額100億円以上を上場維持基準として適用する予定です。本書提出日現在、当社の株式時価総額が当該基準を下回っており、当社は上場維持基準の充足に向けた経営に取り組んでおりますが、仮に当該基準に適合できない場合には、上場廃止となる可能性があります。

なお、上述したリスクは、当社が事業を行う上で予想される主たるリスクであり、既に述べましたとおり、リスクがこれらに限定されるものではありません。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要、及び経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（１）経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における世界経済は緩やかな回復を示したものの、中国経済の先行き懸念、ウクライナや中東地域の情勢等から、不透明な状況が継続しました。国内経済は、一部に足踏みが残るものの緩やかに回復しましたが、物価上昇や米国の今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢等の影響に必要な状況が続きました。

当社が属する医薬品業界におきましては、がんや認知症等、世界的に患者数が増えている疾患の治療法の確立が継続的な重要課題となっております。当社におきましては、創薬領域を中心に、積極的な事業展開を図りました。

各領域における成果は次のとおりです。

a．創薬

当社の効率的な抗体取得プラットフォームを活用し、主ながん領域で抗体開発を進めております。カドヘリン3（CDH3）を標的とするPPMX-T002及びPPMX-T004、トランスフェリン受容体1（TfR1）を標的とするPPMX-T003という3つの抗体の開発を進めているほか、これらに続く候補抗体の評価・検討を進めております。

当事業年度には、PPMX-T002及びPPMX-T003の導出を目指しておりましたが、達成できませんでした。できる限り早期の導出に向けて活動を継続いたします。

次世代の創薬につきましては、効率的な抗体取得技術の整備を進めており、当事業年度には当社ファージライブラリを改良したPPMX抗体ライブラリ2の作製に成功いたしました。これを用いて当社のデータベースを整備し、当社が独自に開発を進めているAI創薬により、取得が難しい高難度抗原に対する抗体取得を進めてまいります。

当社のパイプラインの開発状況は次のとおりです。

（a）PPMX-T002

PPMX-T002は、がん細胞で多数発現しているCDH3を標的とする抗体に、イットリウム90（⁹⁰Y）という放射性同位体（RI）を標識した抗がん剤候補です。がん細胞上の標的に抗体が集積し、⁹⁰Yが放射線を照射してがん細胞を殺傷する仕組みです。導出先の富士フイルム株式会社（以下「富士フイルム社」）の事業方針の変更により、2022年3月に実施権が返還され、新たな医薬品候補として開発を進めております。富士フイルム社の子会社が行った第Ⅰ相試験においては、本抗体が標的のがん細胞へ集積することが確認されております。当社は、抗腫瘍効果をさらに高める目的でRIを⁹⁰Yからアクチニウム225（²²⁵Ac）へ変更し、動物実験で効果が検証されました。これをもとに放射性医薬品開発会社を中心に導出に向けて活動を継続しております。

（b）PPMX-T003

PPMX-T003は、当社のファージライブラリの中から、ICOS法という独自のスクリーニング技術を活用して取得したユニークな完全ヒト抗体です。標的は、細胞内への鉄の取り込みに関与し、増殖が盛んながん細胞に極めて多く発現するTfR1です。本抗体がTfR1に結合すると、がん細胞内では鉄の取り込みが阻害され、それによってがん細胞は増殖が抑制され抗腫瘍効果が得られます。PPMX-T003は、その増殖抑制効果から様々ながんに対する治療効果が期待できると考えられ、鋭意研究開発を進めております。

TfR1は、がん細胞のほかに、赤芽球細胞（赤血球になる前の細胞）にも極めて多く発現しています。このため、まずは赤血球が異常に増える疾患である真性多血症（PV）を対象疾患と定めて第Ⅰ相試験を国内で実施し、2024年6月に終了しました。

なお、この第Ⅰ相試験の結果につきましては、2024年12月に行われた第66回全米血液学会（ASH）年次総会で、被験者都合により中止となった1例を除く5例において12週間の瀉血不要期間が達成されたことや、全6例においてヘマトクリット、ヘモグロビン等の赤血球パラメータで薬効が示唆されたことを報告しました。

本抗体はまた、アグレッシブNK細胞白血病（ANKL）という超希少疾患に対する有効な治療薬となる可能性が非臨床試験から見出されております。この非臨床試験での結果を受けて、医師主導治験の第Ⅰ相試験（以下「本治験」）が実施されております。本治験の実施においては、2022年3月及び2025年2月の二度にわたり、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」に採択され、支援を受けております。本書提出日現在、全国の10医療機関に実施施設として参加いただき治験実施体制を整備しております。被験者の登録は、治験開始時の目標症例数7例に対して、2023年に2例、2024年に1例、2025年に2例あり、現在5例となっております。なお、治験期間は、対象疾患が超希少疾患であることから被験者リクルートに時間を要しており、これまで2度の延長を経て2027年3月末までとなっております。

当社は、PPMX-T003の価値最大化に向けて研究開発を進めると共に、導出に向けて活動を継続してまいります。

(c) PPMX-T004

PPMX-T004は、CDH3を標的とする抗体に薬物を結合した抗体薬物複合体(ADC)です。ADCは、たとえばがんを対象疾患とした場合、抗体ががん細胞上の標的に結合することにより、薬物をがん細胞まで届け、薬物ががん細胞を殺傷する仕組みです。抗体の安全性と薬物のがん殺傷性の高さを併せ持つ分子標的薬として、現在世界各国で開発が進められており、今後の成長が予測されております。

PPMX-T004で使用する当社の抗体は、多くの固形がんに発現しているCDH3に強く結合するだけでなく、結合した後はがん細胞内に効率よく取り込まれるように設計されております。また、抗体に結合させるリンカー及びペイロード(薬物)は、独自の技術を有するUBE株式会社から提供を受けて開発を進めております。当社の有する抗体とUBE株式会社のリンカー及びペイロードを組み合わせることで、動物実験で高い抗腫瘍効果が認められました。これを受けて、現在は予備毒性試験を進めており、2026年9月までに薬効と毒性のバランスを見極める見込みです。

なお、当社は2024年10月にUBE株式会社とADCに関する共同研究契約を締結し、PPMX-T004のみならず、様々ながん抗原に対するADCの探索研究を進めております。

b. 抗体研究支援

抗体研究支援の売上高は、規模の大きい案件の受注や案件数の増加、また、創薬企業ならではの知見を活かしたサービスの提供等により、40,270千円(前事業年度比65.4%増)となり、6期連続で増加しました。なお、新たな抗体研究支援サービスとして、ラクダ由来のVHH抗体ライブラリを用いた抗体スクリーニング・作製サービスの提供を、2025年5月に開始しております。

c. 抗体・試薬販売

抗体・試薬販売の売上高は95,237千円(前事業年度比0.8%減)となり、ほぼ前年並みでした。2025年4月に、ADC研究用抗体として抗Exatecan抗体及び疾患研究用抗体として抗GPR87抗体を発売しております。さらに10月には疾患及び代謝研究に利用可能な抗S1PR3抗体の販売も開始しております。

また、湧永製薬株式会社と共同で開発しているPTX3迅速計測キットについては、心血管疾患の一種(非公開)を対象とした体外診断用医薬品としての臨床性能試験が完了し、現在製造販売承認へ向けた準備を進めております。PTX3は、血管炎だけでなく、種々の炎症によっても血中濃度が上がることが知られており、今後多様な炎症性疾患の予後を予測する体外診断用医薬品としての研究開発を進めてまいります。

以上の結果、当事業年度の売上高は135,507千円(前事業年度比12.6%増)となりました。一方、研究開発費573,593千円を含む、販売費及び一般管理費は861,120千円(前事業年度比7.5%減)となりました。その結果、営業損失は744,955千円(前事業年度は営業損失826,430千円)となり、損失額は前事業年度に比べ81,474千円減少しました。受取利息5,044千円、助成金収入53,311千円及び為替差益等14,077千円による営業外収益を72,432千円計上しました。また、新株予約権発行費等による営業外費用を6,398千円計上したことにより、経常損失は678,921千円(前事業年度は経常損失829,829千円)となり、損失額は前事業年度に比べ150,908千円減少しました。さらに、当社が保有する固定資産につきまして「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損損失として37,260千円を特別損失に計上したこと等により、当期純損失は718,108千円(前事業年度は当期純損失904,800千円)と前事業年度に比べ186,691千円減少しました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態については、次のとおりであります。

(資産)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ195,295千円減少し、1,623,541千円となりました。主に、現金及び預金が新株予約権の行使による株式の発行による収入があった一方、販売費及び一般管理費の支払いがあったことで、152,574千円減少したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債は、前事業年度末に比べ19,340千円増加し、405,771千円となりました。主に、AMEDの「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」への採択により交付された助成金である長期預り金が78,765千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ214,636千円減少し、1,217,770千円となりました。主に、新株予約権の行使による株式の発行等により資本金と資本準備金がそれぞれ251,161千円増加した一方、当期純損失718,108千円の計上により利益剰余金が減少したことによるものであります。

経営成績については、次のとおりであります。

(売上高)

当事業年度の売上高は135,507千円(前事業年度120,375千円、前事業年度比12.6%増)で、前事業年度に比べ15,131千円増加しました。抗体研究支援、抗体・試薬販売の売上はそれぞれ前事業年度比65.4%増、0.8%減となりました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、19,343千円(前事業年度16,324千円、前事業年度比18.5%増)となりました。この結果、当事業年度の売上総利益は116,164千円(前事業年度104,051千円、前事業年度比11.6%増)となり、利益額は前事業年度に比べ12,112千円増加しました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、861,120千円(前事業年度930,481千円、前事業年度比7.5%減)となりました。

うち研究開発費は573,593千円(前事業年度594,547千円、前事業年度比3.5%減)となりました。

この結果、営業損失は744,955千円(前事業年度826,430千円)となり、損失額は前事業年度に比べ81,474千円減少しました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当事業年度の営業外収益は、72,432千円(前事業年度3,727千円、前事業年度比1843.1%増)となりました。主なものは、受取利息5,044千円、助成金収入53,311千円及び為替差益13,835千円であります。

当事業年度の営業外費用は6,398千円(前事業年度7,126千円、前事業年度比10.2%減)となりました。主なものは、新株予約権発行費6,040千円と株式交付費357千円であります。

この結果、経常損失は678,921千円(前事業年度829,829千円)となり、損失額は前事業年度に比べ150,908千円減少しました。

(特別利益、特別損失、当期純損失)

当事業年度の特別損失は、当社が保有する固定資産につきまして「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損損失を計上したため、37,260千円(前事業年度72,510千円、前事業年度比48.6%減)となりました。

これらの結果を受け、当事業年度の当期純損失は718,108千円(前事業年度904,800千円)となり、損失額は前事業年度に比べ186,691千円減少しました。

(パイプライン)

パイプラインの状況については、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 当社の開発品」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ152,574千円減少し、1,515,346千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、653,334千円の支出となりました。主に、AMEDからの助成金である長期預り金等による増加があった一方、税引前当期純損失716,181千円の計上等による減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、10,062千円の支出となりました。研究開発用の有形固定資産の取得による支出9,494千円による減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、497,333千円の収入となりました。主に新株予約権の行使による株式の発行による収入500,500千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当社は医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。当事業年度における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前事業年度比（％）
医薬品事業	135,507	112.6
合計	135,507	112.6

（注）最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）		当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
R&D Systems, Inc.	40,324	33.5	26,456	19.5
Life Technologies Corporation （旧社名:Pierce Biotechnology, Inc.）	28,490	23.7	35,190	26.0
Abcam Limited	10,700	8.9	22,631	16.7

（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。

特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

（固定資産の減損処理）

当社は、固定資産のうち営業活動から生ずる損益が継続してマイナスになっている資産について、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

（繰延税金資産）

繰延税金資産の回収可能性の判断については、将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担を軽減する効果を有すると考えられる範囲内で繰延税金資産を計上することになります。当社は、税務上の欠損金が継続しており、繰延税金資産の回収可能性を合理的に見積もることは困難と判断し、繰延税金資産を計上していません。

財政状態及び経営成績の分析

財政状態及び経営成績の分析については、「（1）経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりです。

キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「（1）経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「3 事業等のリスク」に記載したとおり、外部環境、事業内容、組織体制等の様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社は常に業界の動向を注視しつつ、優秀な人材の確保と適切な教育を実施するとともに、内部管理体制の強化と整備を進めることで、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に適切な対応を図ってまいります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の主な資金需要は、PPMX-T003の開発及び創薬研究に係る研究開発費、並びに事業運営費等であります。これらの費用は、当期は自己資金で賄い、その残金は、すべて銀行預金とし、資金の流動性を確保しております。キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

経営者の問題意識と課題について

当社は、「最先端の抗体技術で世界の医療に貢献する」ことを企業理念としております。この企業理念実現のために、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載の課題に対して取り組んでまいります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、ROA（総資産利益率）やROE（自己資本利益率）といった数値的な目標となる経営指標は用いておりませんが、経営指標として、将来の売上に繋がるパイプラインの開発の進捗、パイプラインの拡充及び売上高を重要な目標と考え、事業活動を推進しております。なお、パイプラインの開発の進捗については、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 当社の開発品」に記載しております。

5【重要な契約等】

(1) 技術導出契約等

PPMX-T002に係るライセンス契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約締結日	契約期間	主な契約内容
富士フイルム株式会社 PDRファーマ株式会社	日本	成果譲渡契約書	2022年12月26日	期間に関する定めなし	当社及び富士フイルムRIファーマ株式会社（現PDRファーマ株式会社）のPPMX-T002に関する権利を富士フイルム株式会社に実施許諾する契約が2022年3月25日に合意解約されたことに伴い、富士フイルム株式会社が保有する有体物及び無体物を全て当社及びPDRファーマ株式会社に譲渡する契約
PDRファーマ株式会社	日本	覚書	2022年12月26日	期間に関する定めなし	PPMX-T002に関する当社及びPDRファーマ株式会社の共有特許に係る第三者との協業及び第三者に対する導出に関する覚書締結

PPMX-T004に係るライセンス契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約締結日	契約期間	主な契約内容
富士フイルム株式会社	日本	成果譲渡契約書	2022年9月30日	期間に関する定めなし	PPMX-T004に関する権利を富士フイルム株式会社に実施許諾する契約が2022年3月25日に合意解約されたことに伴い、富士フイルム株式会社が保有する有体物及び無体物を全て当社に譲渡する契約

(2) 共同研究に関する契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約締結日	契約期間	主な契約内容
学校法人中部大学	日本	共同研究契約書	2020年9月1日 （原契約） 2025年1月30日 変更契約書（期間延長）	2027年3月31日	FLT3及びTfRに対する抗体を用いた骨髄系腫瘍の治療薬、治療法を開発する共同研究契約
湧永製薬株式会社	日本	共同研究契約書	2022年2月10日	2027年2月10日	血中PTX3検出系の構築に関する共同研究契約
UBE株式会社	日本	共同研究に関する契約書	2024年10月21日	全ての検討期間が完了する日から30日経過する日まで	新規ADC等に関する研究を創出するための共同研究契約
国立大学法人 鹿児島大学	日本	共同研究契約書	2024年12月23日 （原契約） 2026年3月26日 変更契約書（期間延長）	2027年3月31日	第一原理計算に基づく抗原抗体相互作用の予測と検証に関する共同研究契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約締結日	契約期間	主な契約内容
国立大学法人 東京科学大学	日本	共同研究契約書	2025年4月2日	2027年3月31日	機械学習による抗体創薬支援に関する共同研究契約
国立大学法人 東京大学	日本	共同研究契約書	2026年3月24日	2028年3月31日	疾病やドラッグデリバリーに関する抗体分子の設計と評価に関する共同研究契約

(3) 共同出願契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約締結日	契約期間	主な契約内容
国立大学法人 宮崎大学	日本	共同出願契約書	2012年3月23日 (原契約) 2021年4月1日 覚書(第三者に対する実施許諾、不実施補償等変更)	本件発明に基づいて得た特許権の存続期間満了日	TfRを特異的に認識できる抗体についての共同出願契約
学校法人東海大学	日本	共同出願契約	2022年7月21日	本件発明に基づいて得た特許権の存続期間満了日	アグレッシブNK細胞白血病の治療剤についての共同出願契約

6【研究開発活動】

(1) 研究開発体制

当社は、新規抗体を見出す経験とノウハウを有する専門家集団であり、当社独自のファージ抗体ライブラリを用いた抗体スクリーニング技術と、抗体技術(トランスクリプトームデータベースと抗原発現技術)を駆使して、がん及びその他疾患の治療用抗体の基礎研究、非臨床開発及び臨床開発を行っております。

当社は、本社ラボと名古屋ラボの2拠点により、研究開発体制を構築しております。本社ラボは、新規抗体創薬に関するあらゆる研究開発業務を行っております。また、これに関連した動物実験も行います。

名古屋ラボでは、ファージディスプレイ作製技術を維持発展させる研究及び当社の抗体医薬品プロジェクトの研究開発推進と新規抗体の継続的創出のための基礎研究を重点化して実施しております。

(2) 開発品の状況

開発品に関する詳細は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。

当事業年度における当社の研究開発費の総額は573,593千円になりました。

研究開発費の主な内容は、PPMX-T003のアグレッシブNK細胞白血病(ANKL)患者さんを対象とした医師主導第1相試験の実施費用、探索研究費及び基盤技術開発費用等であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、研究開発用器具備品の購入等で、9,343千円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。また、当事業年度において計上した8,960千円の減損損失は、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づくものです。減損損失の詳細につきましては「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 損益計算書関係 4 減損損失」をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	本社設備	0	0	0	31
名古屋ラボ (愛知県名古屋市千種区)	研究設備	-	0	0	4

(注) 1. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は41,479千円であります。

2. 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。

3. 従業員数は就業人員であります。

4. 当社の事業セグメントは、医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,999,600	16,999,600	東京証券取引所(グロース市場)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	16,999,600	16,999,600	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

名称	第22回新株予約権
決議年月日	2019年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 17 (注)1
新株予約権の数(個)	8,730 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 261,900 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	391 (注)4
新株予約権の行使期間	自 2021年6月21日 至 2029年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 195.50
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 付与対象者の権利の行使等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員12名となっております。なお、付与した時点で当社は監査役会設置会社であり、付与対象者は当社取締役となります。

2. 2019年12月11日付で、株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在において30株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 前記2. のとおり2019年12月11日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

4. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (4) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

名称	第24回新株予約権
決議年月日	2020年10月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（監査等委員である取締役を含む） 3 当社従業員 4 （注）1
新株予約権の数（個）	461（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 46,100 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	391 （注）3
新株予約権の行使期間	自 2022年10月14日 至 2030年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 391 資本組入額 195.50
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 付与対象者の権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）2名、当社従業員3名、退任した当社取締役監査等委員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在において100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収

分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
以下に準じて決定する。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

名称	第26回新株予約権
決議年月日	2020年12月17日

名称	第26回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役監査等委員 3 当社従業員 18 (注) 1
新株予約権の数(個)	590 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 59,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	391 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2022年12月18日 至 2030年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 195.50
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 付与対象者の権利の行使等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役監査等委員1名、当社従業員14名、退任した当社取締役監査等委員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在において100株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

名称	第27回新株予約権
決議年月日	2022年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役を含む) 8 当社執行役員 1 当社従業員 21(注)1
新株予約権の数(個)	3,490(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 349,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	424 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2024年6月24日 至 2032年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 424 資本組入額 212(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 付与対象者の権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役(監査等委員である取締役を含む)8名、当社執行役員1名、当社従業員17名となっております。

2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役(監査等委員である者を含む。)、監査役、執行役員、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に現に残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の時点において、現に残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注3)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注4)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
以下に準じて決定する。
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について、株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注4)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した第三者割当による新株予約権は、以下のとおりであります。

第29回新株予約権	
決議年月日	2025年12月17日
新株予約権の数(個)	14,299
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,429,900(注)3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 255(注)5
新株予約権の行使期間	自 2026年1月6日 至 2028年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
割当先	マッコリー・バンク・リミテッド
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式((注)3「新株予約権の目的となる株式の種類」参照。)3,680,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数((注)4「新株予約権の目的となる株式の数」(1)参照。))は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注)5「新株予約権の行使時の払込金額」(2)において定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注)4「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正

当社が決定する「(注)5. 新株予約権の行使時の払込金額」(3)を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日(以下に定義する。)の東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義される制限超過行使(以下「制限超過行使」という。)に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2025年12月17日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。)(以下「発行決議日終値」という。)を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、最初に当該通知を受領した日を除く。)をいう。

- (3) 行使価額の修正頻度
行使の際に(2)に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。
- (4) 行使価額の下限
行使価額は139円(但し、(注)5「新株予約権の行使時の払込金額」(4)の規定に準じて調整を受ける。その場合、(注)5「新株予約権の行使時の払込金額」(4)にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。
(2)に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。
- (5) 割当株式数の上限
3,680,000株(2025年9月30日現在の当社発行済普通株式総数14,749,500株に対する割合は、24.95%(小数第3位の端数を四捨五入した値)。但し、(注)4「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整される場合がある。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限((4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)
514,500,800円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 当社の請求による本新株予約権の取得
本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、(注)7「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」参照。)

3. 新株予約権の目的となる株式の種類

- (1) 当社普通株式
(2) 完全議決権株式であり株主の権利に特に限定のない株式
(3) 単元株式数 100株

4. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,680,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。但し、(2)乃至(5)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率
- (3) 当社が「(注)5「新株予約権の行使時の払込金額」(4)の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。))には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「(注)5「新株予約権の行使時の払込金額」(4)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) (3)に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る「(注)5「新株予約権の行使時の払込金額」(4)、及び」による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「(注)5「新株予約権の行使時の払込金額」(4) eに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初255円(以下「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は(3)に定める修正及び(4)に定める調整を受ける。

(3) 行使価額の修正

を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、本新株予約権の行使が、制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

行使価額は下限行使価額を下回らないものとする。に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする報酬(譲渡制限付株式報酬制度及び株式交付信託制度に基づく発行又は処分を含む。))として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b. 株式の分割により普通株式を発行する場合
- 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。
- c. bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)
- 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに bに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。
- 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前にcによる行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- e. a乃至cの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、a乃至cにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌

日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- a. 当社は、本新株予約権の発行後、本号bに定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

- b. 「1株当たりの配当」とは、新株予約権の行使期間に記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- c. 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目を降これを適用する。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、eの場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- c. 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記bの場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記及びの行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記eに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、(注)4「新株予約権の目的となる株式の数」記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項(以下「本新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (3) 当社は、新株予約権行使期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

(会社法第236条第1項第6号における)該当事項なし。但し、買取契約において、割当先の関連会社への譲渡を除き、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会による事前の承認を要する旨の譲渡制限を合意しております。

9. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社と割当先は、以下の内容を含む契約を締結しております。

(1) 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。

(2) 不行使期間

買取契約において、不行使期間が定められています。当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を合計4回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とします。当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知をすることにより、不行使期間を設定することができます。また、各不行使期間の間は少なくとも5取引日空けることとします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、割当先に対して通知することにより、不行使期間を短縮することができます。なお、(注)7.「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」(1)又は(2)に基づく本新株予約権の取得に係る通知がなされた後取得日までの期間には、不行使期間を定めることはできません。不行使期間については、当社の株価動向等に鑑み定める予定です。当社が割当先に対して不行使期間を定める通知又は不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

(3) 取得請求

本買取契約には、割当先は、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することが

できる旨が定められています。なお、下記各事由が生じた場合、割当先は当該事由が通知時点で解消しているか否かにかかわらず、当該事由が発生後はいつでも取得を請求することができます。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

いずれかの取引日において、当該取引日（同日を含みます。）を末日とする20連続取引日間の取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格の単純平均値（但し、当該20連続取引日中に当社普通株式の分割、無償割当又は併合により株式数が調整される場合には、当該株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）が発行決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（139円）（但し、本新株予約権の発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合

いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金が、発行決議日の直前取引日（なお、同日を含みます。）に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金の50%（38,061,314円）を下回った場合

取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日以上にわたって停止された場合

割当先により取得請求がなされた場合、当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、本新株予約権1個当たり発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。割当先が当社に対して本新株予約権の取得請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

10. 当社の株券の売買について割当先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

11. 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、割当先は、当社株主3名より、当社普通株式について借株(合計貸借株数上限：73,000株)を行っております。割当先は、割当先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。なお、契約期間については、本新株予約権の行使期間末日、本新株予約権の行使完了日又は当社による本新株予約権の取得完了日のいずれか早い日までであり、株券貸借に関する契約に伴う担保の提供はございません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第29回新株予約権（第三者割当）（2025年12月17日取締役会決議）

	中間会計期間 (2025年10月1日から 2026年3月31日まで)	第26期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	22,501	22,501
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	2,250,100	2,250,100
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	222.43	222.43
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	500,500	500,500
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	22,501
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の累計の交付株式数(株)	-	2,250,100

当該期間の末日における当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債 券等の平均行使価額等(円)	-	222.43
当該期間の末日における当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債 券等の累計の資金調達額(千円)	-	500,500

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年9月30日 (注)1	-	6,146,400	699,970	100,000	671,280	385,889
2020年10月13日 (注)2	普通株式 3,585,300 A種優先株式 3,585,300	普通株式 2,561,100 A種優先株式 3,585,300	-	100,000	-	385,889
2020年11月10日 (注)3	B種優先株式 1,910,800	普通株式 2,561,100 A種優先株式 3,585,300 B種優先株式 1,910,800	429,930	529,930	429,930	815,819
2020年11月30日 (注)4	B種優先株式 329,200	普通株式 2,561,100 A種優先株式 3,585,300 B種優先株式 2,240,000	74,070	604,000	74,070	889,889
2021年3月10日 (注)5	普通株式 5,825,300 A種優先株式 3,585,300 B種優先株式 2,240,000	普通株式 8,386,400	-	604,000	-	889,889
2021年6月21日 (注)6	普通株式 3,300,000	普通株式 11,686,400	1,320,660	1,924,660	1,320,660	2,210,549
2021年8月31日 (注)7	普通株式 73,000	普通株式 11,759,400	14,592	1,939,252	14,592	2,225,142
2023年4月1日～ 2024年3月31日 (注)8	普通株式 177,000	普通株式 11,936,400	31,766	1,971,019	31,766	2,256,908
2024年4月1日～ 2025年3月31日 (注)9	普通株式 2,813,100	普通株式 14,749,500	466,889	2,437,908	466,889	2,723,798
2025年9月1日 (注)12	-	普通株式 14,749,500	1,937,908	500,000	1,870,593	853,204
2025年4月1日～ 2026年3月31日 (注)13	普通株式 2,250,100	普通株式 16,999,600	251,161	751,161	251,161	1,104,366

(注)1 . 2020年6月29日開催の臨時株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本金の額及び資本準備金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本金が699,970千円(減資割合87.5%)減少し、資本準備金が671,280千円(減資割合63.5%)減少しております。

2. 発行済普通株式の一部をA種優先株式に変更

保有者 NVCC 8号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社
富士フイルム株式会社
イノベーション・エンジン産業創出投資事業有限責任組合 無限責任組合員 イノベーション・エンジン株式会社
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社
三菱UFJキャピタル株式会社
SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社

3. 有償第三者割当 1,910,800株

発行価格 450円

資本組入額 225円

割当先 DBJキャピタル投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DBJキャピタル株式会社
SBI 4&5 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社
エムスリー株式会社
イノベーション京都2016投資事業有限責任組合 無限責任組合員 京都大学イノベーションキャピタル株式会社
アクシル・ライフサイエンス&ヘルスケアファンド1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員
アクシル・キャピタル・パートナーズ有限責任事業組合
GA 3号投資組合
GA 4号投資組合

4. 有償第三者割当 329,200株

発行価格 450円

資本組入額 225円

割当先 Newton Biocapital I Pricaf privée SA

5. 2021年2月22日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年3月10日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式は、2021年3月10日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより、発行済株式総数は、普通株式8,386,400株となりました。

6. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 870円

引受価額 800.40円

資本組入額 400.20円

払込金総額 2,641,320千円

7. 2021年8月31日に新株予約権の行使により、発行済株式総数が73,000株、資本金及び資本準備金が14,592千円それぞれ増加しております。

8. 2023年4月1日から2024年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が177,000株、資本金及び資本準備金が31,766千円それぞれ増加しております。

9. 2024年4月1日から2025年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が2,813,100株、資本金及び資本準備金が466,889千円それぞれ増加しております。

10. 2021年5月19日付「有価証券届出書」、2021年6月3日付及び2021年6月11日付「有価証券届出書の訂正届出書」に記載しました「手取金の使途」について、以下のように変更いたしました。

変更の理由

当社は、東証マザーズ市場（現グロース市場）への上場時に調達した資金を活用して、抗トランスフェリン受容体抗体PPMX-T003の真性多血症（PV）患者さんでの第I相試験の実施や、新規抗体の開発等を進めております。2022年3月からは、富士フイルム株式会社から返還されたPPMX-T002及びPPMX-T004の再開発も進めているほか、アグレッシブNK細胞白血病への適応等、新たなプロジェクトが進捗しております。

また、当社の抗体取得技術の向上に向けた設備投資や、優秀な人材の確保を積極的に進めております。

このような状況を鑑み、上記各提出書類に記載した上場調達資金の資金使途等の一部を変更することといたしました。

a. 治験及び研究開発に係る研究開発費

PV患者さんでの第I相試験におきましては、当初の計画より患者さんの組み入れが難航したため、充当予定金額が減少しております。一方で、PPMX-T002及びPPMX-T004の開発費用や設備投資に資金を充当しております。

また、当初計画にはオーバーアロットメントによる調達額396,198千円が含まれておりましたが、実際にはオーバーアロットメントの実施はなく、手数料等を差し引いた調達額は2,622,544千円となったため、充当金額を見直したものです。なお、オーバーアロットメントによる調達予定額は、自己資金で充当いたします。

b. 研究者の person 費、賃借料等の研究開発運営経費

当社は、事業の進捗のため優秀な人材の確保に努めており、上場時以降本日まで研究者7名を採用し、当初計画より充当額を増やしております。一方、2024年3月期以降の充当額については、一部見直しました。

c. 管理部門の person 費、賃借料等の事業運営の運転資金

運転資金におきましては、特許出願費用及び維持費用等への充当額を増やしたほか、管理部門の人材採用も行ったため、当初計画より充当額を増やしております。一方、2024年3月期以降の充当額については、一部見直しております。

d. 設備投資資金

新たな抗体技術の取得に向けて、新規研究開発用設備の取得を行っているため、当初計画よりも充当額を増やしております。

変更の内容

資金用途等の変更の内容は以下のとおりです。（変更箇所には下線を付しております。）

（変更前）

具体的な用途	充当予定時期	金額（千円）
治験及び研究開発に係る研究開発費	2022年3月期	256,689
	2023年3月期	333,514
	2024年3月期以降	907,555
	計	1,497,758
研究者の person 費、賃借料等の研究開発運営経費	2022年3月期	154,377
	2023年3月期	156,978
	2024年3月期以降	312,495
	計	623,850
管理部門の person 費、賃借料等の事業運営の運転資金	2022年3月期	219,063
	2023年3月期	204,048
	2024年3月期以降	408,186
	計	831,297
設備投資資金	2022年3月期	40,114
	2023年3月期	7,164
	2024年3月期以降	15,335
	計	62,613
合計		3,015,518

(変更後)

具体的な使途	充当予定時期	金額(千円)
治験及び研究開発に係る研究開発費	2022年3月期	152,068
	2023年3月期	273,809
	2024年3月期以降	561,401
	計	987,278
研究者の件費、賃借料等の研究開発運営経費	2022年3月期	156,358
	2023年3月期	220,685
	2024年3月期以降	246,807
	計	623,850
管理部門の件費、賃借料等の事業運営の運転資金	2022年3月期	231,518
	2023年3月期	258,396
	2024年3月期以降	341,383
	計	831,297
設備投資資金	2022年3月期	40,114
	2023年3月期	77,662
	2024年3月期以降	62,343
	計	180,119
合計		2,622,544

11. 2025年12月17日付「有価証券届出書」に記載しました「手取金の使途」について、以下のように変更いたしました。

変更の理由

当社は第28回新株予約権による資金調達について、1,543,000千円に対し実調達額が948,000千円となったことに伴い、運転資金について、当初充当予定額500,000千円に対し、320,000千円となりました。

また、薬効と毒性の最適なバランスを見極めるための予備毒性試験の終了時期が2026年9月まで延長されたことに伴い、GLP対応及びGMP治験薬製造準備の開始時期も遅れることとなったため、PPMX-T004に充てる予定であった資金の一部を、他の研究開発資金や運転資金に充当いたしました。

変更の内容

資金使途等の変更の内容は以下のとおりです。(変更箇所には下線を付しております。)

(単位:千円)

	当初の支出予定時期/予定額 2024年4月～2026年3月	変更後の支出予定時期/予定額 2024年4月～2026年3月
研究開発資金	1,043,000	628,000
PPMX-T003: PV患者さん第 相試験費用	69,000	69,000
PPMX-T002: 治験薬保管費用及び品質保証のための検査費用等	55,000	20,000
PPMX-T004: GLP対応及びGMP治験薬製造費用	530,000	150,000
創薬パイプラインの開発、当社独自の抗体技術の研鑽、研究員の件費等	389,000	389,000
運転資金	500,000	320,000

12. 当社は、2025年6月27日開催の第25回定時株主総会における、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に基づき、2025年9月1日付で減資の効力が発生しております。この結果、資本金が1,937,908千円(減資割合79.5%)減少、資本準備金が1,870,593千円(減資割合68.7%)減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。

13. 2025年4月1日から2026年3月31日までの間に、第29回新株予約権の行使により、発行済株式数が2,250,100株、資本金及び資本準備金が251,161千円それぞれ増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	22	51	16	53	11,464	11,607	-
所有株式数(単元)	-	147	18,596	10,240	3,699	529	136,634	169,845	15,100
所有株式数の割合(%)	-	0.09	10.95	6.03	2.18	0.31	80.45	100.00	-

(注) 自己株式90株は「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	498,100	2.93
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	411,800	2.42
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	284,910	1.68
富士フイルム株式会社	東京都港区西麻布二丁目26番30号	236,610	1.39
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	224,200	1.32
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	218,400	1.28
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	162,696	0.96
株式会社キースジャパン	山梨県北杜市小淵沢町10060番地341	151,500	0.89
山口 晴輝	神奈川県川崎市幸区	140,500	0.83
山田 敏行	愛知県一宮市	100,000	0.59
計	-	2,428,716	14.29

(注) 2026年3月19日付で公衆の縦覧に供されている株券等の大量保有報告書において、野村證券株式会社が2026年3月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,067,175	7.24

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,984,500	169,845	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 15,100	-	-
発行済株式総数	16,999,600	-	-
総株主の議決権	-	169,845	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が90株含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当事業年度に取得した自己株式40株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	40	9,120
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2026年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の 総額(円)	株式数(株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	90	-	90	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として認識しておりますが、設立以来配当を実施しておりません。医薬品開発には多額の先行投資と長期の開発期間が必要となるため、当分の間は内部留保の充実に努め、研究開発資金の確保を優先してまいります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、機動的な配当対応を行うため、会社法第454条第5項に基づく中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当社は、2026年3月期末において、会社法の規定上、配当可能な財政状態になく、また、今後導出した医薬品が上市されるなどの事情により、黒字化が達成した場合であっても開発期間中に計上された累積損失が解消されるまでは配当可能な財政状態となりません。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は世界の医療に貢献するというミッションの下、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、罹患者、債権者、地域社会等）の皆様の利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。そのためには、当社事業が安定的かつ持続的な発展を果たすことが不可欠であり、このような発展の基盤となる経営の健全性及び透明性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題であると認識し、積極的に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、会社の機関として取締役会、監査等委員会、会計監査人、執行役員会及び報酬委員会を設置しております。当社の各機関の内容は以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長執行役員 横川拓哉が議長を務め、取締役執行役員 鈴川信一、取締役執行役員 萩原真二、社外取締役 小南欽一郎、社外取締役 花井陳雄、社外取締役（常勤監査等委員）長清達矢、社外取締役（監査等委員）堀内正及び社外取締役（監査等委員）大野貴史の取締役8名（うち、社外取締役5名）で構成されており、毎月1回の定時取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

取締役会では、経営判断の公平性と成長戦略の着実な推進を両立するべく、法令などに定める重要事項や経営計画等の決定において、責任者を務める社内取締役が説明責任を果たし、様々なバックグラウンドを持つ社外役員の知見を活かした活発な議論を行うことで、実効性・公正性が確保された意思決定を行っております。

また、会社運営の基礎となる中期経営計画・年度計画の進捗状況や達成状況について定期的に報告を行い、目標達成に向けた戦略や経営環境変化等により生じた経営課題への対策など、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を見据えた審議を行っております。

(b) 監査等委員会

監査等委員は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な稟議書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。当社の監査等委員会は、社外取締役（常勤監査等委員）長清達矢が議長を務め、社外取締役（監査等委員）堀内正及び社外取締役（監査等委員）大野貴史の3名（うち、社外取締役3名）で構成されており、毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催しております。監査等委員会では、法令、定款で定められた事項及び監査方針等の重要事項を決定するとともに、監査実施状況、監査結果等の検討その他、監査等委員間の情報共有を行っております。

(c) 会計監査人

当社は、史記監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社間に特別な利害関係はありません。

(d) 執行役員会

当社では経営及び監督機能と業務執行機能の分離をすることで、経営の効率化や意思決定の迅速化を目的として2019年1月から執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、執行役員会に出席するほか、取締役会の決議により定められた担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。執行役員会は、業務執行を機動的に行うための意思決定機関として設置しました。出席者は、代表取締役社長執行役員 横川拓哉、取締役執行役員 鈴川信一、取締役執行役員 萩原真二、執行役員 松浦正、執行役員 石井秀典、執行役員 棚橋進、その他代表取締役社長執行役員が必要に応じて招集する管理職で構成され、毎月1回以上開催し、会社に影響を及ぼす重要事項及び取締役会付議事項、報告事項の審議を行っております。また、常勤監査等委員である社外取締役 長清達矢が出席し職務執行を監査しております。

(e) 報酬委員会

取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を従来以上に強化する観点から、役員報酬の体系及び水準について審議を行い、取締役会へ助言する機関として、2022年4月から報酬委員会を設置しております。当委員会は、社外取締役 小南欽一郎が委員長を務め、社外取締役 花井陳雄、社外取締役（常勤監査等委員）長清達矢、代表取締役社長執行役員 横川拓哉で構成されております。当事業年度に

おいては当委員会を1回開催しており、取締役会上程される報酬額の決定に係る議案への助言等を行っております。

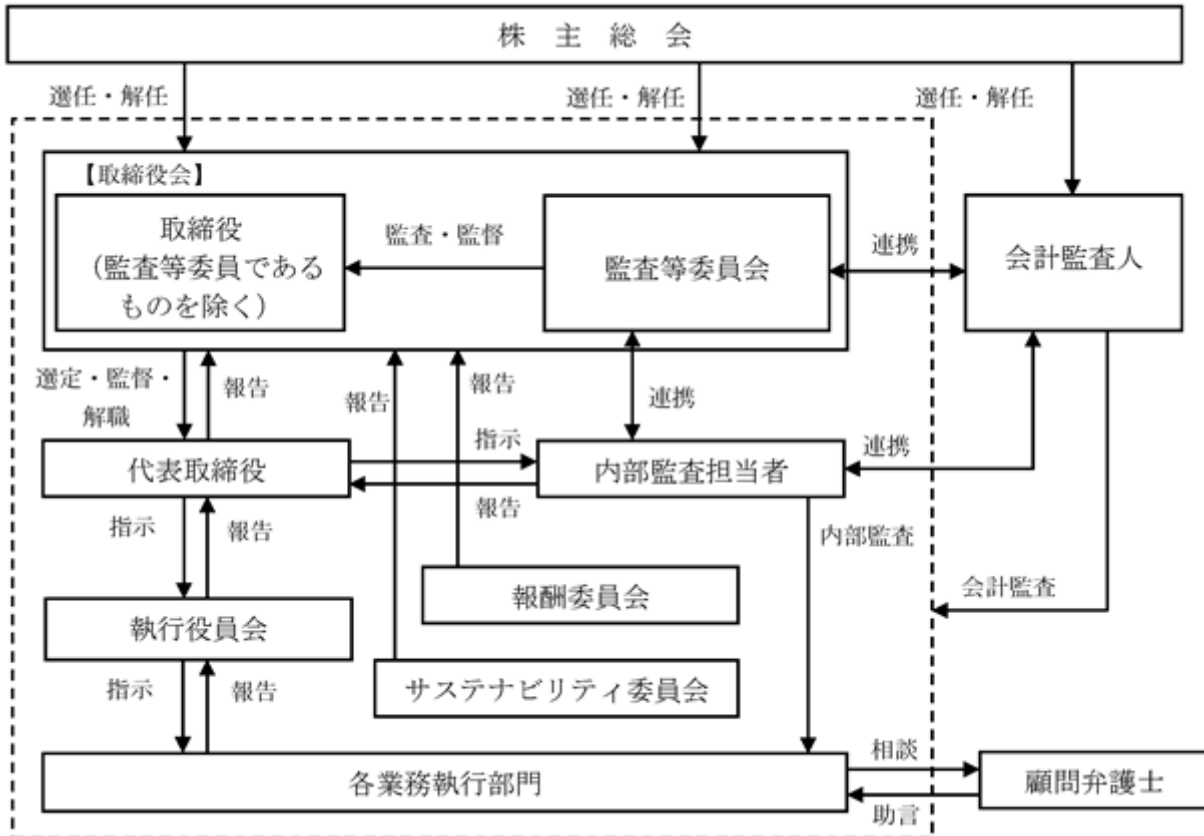
b. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社を選択しております。

当社は、経営の効率性、健全性の確保及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化のために、2020年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき、独立性の高い社外取締役を含む取締役3名以上で構成される監査等委員会設置会社へ移行いたしました。現在、当社の監査等委員会は3名で構成され、3名全員が社外取締役となっております。監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役は、監査業務に加え、取締役会で議決権を有し、経営陣や取締役に対して実効性の高い監督機能が確保できるものと考えております。

c. 会社の機関・内部統制の関係図

本書提出日現在における当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システム整備の状況

当社は業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。当該方針の具体的内容は以下のとおりです。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[a] 当社の企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上及び維持については、管理部が統括し役職員に対して、コンプライアンス意識の浸透と向上を図ります。

[b] 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待して社外取締役を起用します。

[c] 稟議規程、文書管理規程等の管理規程、その他必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種マニュアル、ガイドライン等を制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンスの徹底を図ります。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[a] 当社は、文書（電子媒体を含む）の保存及び管理に関して「文書管理規程」を制定します。当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報はこれを文書に記録し、同規程、企業秘密管理規程、情報セキュリティ規程及び個人情報保護規程等の定めるところに従って適切に保存及び管理します。

[b] 取締役は、その職務執行に必要な場合、常時当該文書を閲覧することができます。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報管理、安全衛生、環境及び防災等に関わる各種の事業関連リスクの監視並びに全社的対応は、管理部が担当し、適切な対応策の検討、推進を行います。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[a] 当社は、定期的に取り締役会を開催し、取締役会規程及びその関連規則に則り、経営の基本的な方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定を行います。また、取締役の任期は、その使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、これを1年とします。

[b] 当社は、業務執行の迅速化を図るため、社内規程の定めに基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取ります。

[c] 当社は、取締役会において中期経営計画及び年度経営計画を策定するものとし、当該計画に沿って連携して業務を遂行し、定期的に遂行状況をレビューします。

[d] 当社は、業務のIT化を積極的に推進し、業務遂行の正確性と効率性を常に向上させるよう努めます。

(e) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する基本方針」に従い、財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備、運用します。

(f) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会から要請があった場合、管理部所属の使用人が監査等委員会の指示に従い監査等委員会の職務を補助します。なお当該職務を遂行する場合には取締役（監査等委員である取締役を除く）からの指揮命令は受けないものとします。

当社が補助使用人を設置した場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮し、監査等委員会による当該補助使用人に対する指示を尊重し、また当該人員の報酬または人事異動について、監査等委員会との協議のうえ行うものとします。

(g) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

[a] 取締役及び使用人は、法令、定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告します。

[b] 業務執行部門は、業務執行に関する月次報告書を監査等委員会に提供するものとし、また取締役及び使用人は、監査等委員会が監査に必要な範囲で業務執行に関する事項の報告を求めたときには、これに協力します。

[c] 当社は、上記の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行いません。

(h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[a] 監査等委員は、重要会議に常時出席する他、代表取締役と定期的に意見交換を行います。

[b] 監査等委員会は、会計監査人監査との相互連携が重要であるとの認識の下、情報の共有化を通じた効率的な監査の実施を図ります。

[c] 当社は、当社の監査等委員の職務執行により生ずる費用について、監査計画に基づき必要かつ十分な予算を確保し、関連する社内規程に従って負担します。

(i) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力対応規程」に従い、反社会的勢力への対応を適切に行うための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断、不当要求に対する拒絶等について、外部専門機関とも連携し、組織として対応します。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するために、サステナビリティ委員会他、各種委員会を設け、各委員会にて、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

また、コンプライアンスに関する事項については、定期的な社内研修により周知を図ると共に社内通報等の管理体制も整備・運用しております。なお、重要な法務的課題が生じた場合には、顧問弁護士等の外部の専門家とも適宜相談し助言・指導を受ける体制となっております。

c. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最高額としております。

e. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が取締役等の当社役員としての職務（不作為を含む）に起因して損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被り得る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。なお保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者による犯罪行為、その他法令違反を意図または認識しつつ行われた行為に関する当該被保険者自身の損害等は補填の対象外とすることで、被保険者の職務執行の適正が損なわれないようにするための措置を講じております。

f. 取締役の定数

監査等委員でない取締役は9名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

i. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。しかしながら、当面は研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

j. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

k. 支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

支配株主との取引が生じる場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。

l. 当事業年度における取締役会及び監査等委員会等の活動状況

2026年3月31日現在の取締役及び社外取締役の当事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における取締役会及び監査等委員会等への出席状況は次のとおりです。

氏名	取締役会	監査等委員会	執行役員会	報酬委員会
横川 拓哉	14/14回	-	14/14回	1/1回
鈴川 信一	14/14回	-	14/14回	-
萩原 真二	14/14回	-	14/14回	-
小南 欽一郎	14/14回	-	-	1/1回
花井 陳雄	14/14回	-	-	1/1回
長清 達矢	14/14回	14/14回	14/14回	1/1回
堀内 正	14/14回	14/14回		-
大野 貴史	14/14回	14/14回		-

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年6月22日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 執行役員	横川 拓哉	1960年10月13日	1985年4月 富士写真フイルム株式会社(現富士フイルム株式会社)入社 1996年10月 同社 足柄研究所主任研究員 2004年4月 同社 R&D統括本部材料研究本部 デジタル&フォトイメージング材料研究所研究担当部長 2007年6月 同社 R&D統括本部ライフサイエンス研究所 副所長 兼ライフサイエンス事業部事業開発室 技術担当部長 2008年7月 富山化学工業株式会社(現富士フイルム富山化学株式会社) 出向 2009年6月 富士フイルム株式会社 R&D統括本部医薬品研究所所長 2013年9月 同社 再生医療事業推進室室長 兼 医薬品事業部次長 2014年6月 兼 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング 取締役 2015年4月 同社 再生医療事業推進室マネージャー 兼 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム出向(運営委員長) 2017年12月 同社 ヘルスケア事業推進室マネージャー 2018年3月 当社 取締役 2018年6月 当社 代表取締役社長(現任) 2019年1月 当社 執行役員(現任)	(注)4	60,600
取締役 執行役員 管理部長	鈴川 信一	1955年9月20日	1978年4月 国際電信電話株式会社(現 KDDI株式会社)入社 1996年7月 KDDヨーロッパ(現 KDDIヨーロッパ) 副社長 2002年2月 テレハウスヨーロッパ 社長 2005年4月 KDDI株式会社 ネットワークソリューション 関西支社長 2008年4月 同社 東南アジア統括拠点長 兼 KDDIシンガポール社長 2010年1月 DMX Technologies Group LTD 代表取締役副会長 2013年1月 KDDI株式会社 理事 グローバル事業本部グローバルICT本部長 2016年6月 株式会社KDDIエボルバ(現 アルティウスリンク株式会社) 常勤監査役 2018年9月 株式会社自律制御システム研究所(現 株式会社ACSL) 社外取締役 2019年6月 当社 監査役 2020年6月 当社 取締役執行役員管理部長(現任)	(注)4	23,000
取締役 執行役員 研究開発部長	萩原 真二	1965年3月23日	1989年4月 サンド薬品株式会社(現ノバルティスファーマ株式会社)入社 2001年5月 グラクソ・スミスクライン株式会社 生物科学研究部 チームリーダー 2007年2月 富士フイルム株式会社 医薬品ヘルスケア研究所 主任研究員 2013年10月 同社 医薬品ヘルスケア研究所 薬理研究部 統括マネージャー 2021年11月 当社 事業開発部長兼 研究開発部副部長 2022年6月 当社 執行役員 研究開発部長(現任) 2023年6月 当社 取締役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	小南 欽一郎	1967年 1月20日	1994年 7月 英国王立癌研究所 博士取得後研究員 1998年 9月 九州大学 生体防御医学研究所文部教官助手 2001年 6月 野村證券株式会社 入社 野村リサーチ・アンド・アドバイザー株式会 社 出向 2011年 6月 同社 投資部エグゼクティブ・ディレクター 2013年 4月 野村證券株式会社 金融公共公益法人部課長 2015年 8月 みずほ証券株式会社 入社 法人グループディ レクター 2017年 9月 テック&フィンストラテジー株式会社 代表取 締役(現任) 2017年10月 セルスペクト株式会社 社外取締役(現任) 2018年 6月 当社 取締役(現任) Delta-Fly Pharma株式会社 社外取締役(現 任) 2019年 8月 株式会社Veritas In Silico 社外取締役(現 任) 2021年 8月 株式会社イーガイア 社外取締役(現任) 2021年12月 株式会社再生医療iPS Gateway Center(現 株 式会社レプリテック) 社外取締役(現任) 2022年 2月 株式会社TransMed 取締役(現任)	(注) 4	60,000
取締役	花井 陳雄	1953年 4月30日	1976年 4月 協和発酵工業株式会社入社 2003年 2月 Biolla, Inc. 社長 2006年 6月 協和発酵工業株式会社 執行役員 2008年10月 協和発酵キリン株式会社(現協和キリン株式会 社) 執行役員開発本部長 2009年 4月 同社 常務執行役員開発本部長 2009年 6月 同社 取締役常務執行役員 2010年 3月 同社 取締役専務執行役員 2012年 3月 同社 代表取締役社長 2018年 3月 同社 代表取締役会長 2019年 3月 同社 取締役会長 2020年 5月 株式会社リバネスカピタル 取締役 株式会社島津製作所 社外取締役(現任) 2020年 6月 当社 取締役(現任) 2021年 3月 当社 取締役(現任) 2021年 6月 アクユリスファーマ株式会社 社外取締役 2023年10月 ヘパリスファーマ株式会社 社外取締役(現 任) 2023年12月 レナリスファーマ株式会社 社外取締役 2024年 3月 ノイルイミュン・バイオテック株式会社 社 外取締役(現任) 2025年 6月 株式会社リバネス 取締役(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	長清 達矢	1956年12月7日	1981年4月 国際電信電話株式会社(現 KDDI株式会社)入社 2000年9月 KDDI Australia Pty Ltd, Managing Director 2010年4月 KDDI株式会社 リスクマネジメント本部 内部統制部長 2011年7月 株式会社エボルバビジネスサポート(現 アルティウスリンク株式会社) 常勤監査役 2013年7月 株式会社KDDIエボルバコールドアバンス(現 アルティウスリンク株式会社) 常勤監査役 2017年4月 株式会社ARISE analytics 監査役 2017年6月 日本インターネットエクスチェンジ株式会社(現 株式会社JPIX) 監査役 2017年8月 株式会社ソラコム 監査役 2019年7月 株式会社クリーマ 常勤監査役 2019年10月 ジャパニクス株式会社 社外監査役 2020年5月 株式会社ジオコード 常勤社外監査役 2022年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 株式会社ビードットメディカル 社外監査役(現任) 2026年2月 ジャパニクス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	堀内 正	1946年9月26日	1972年4月 第一製薬株式会社 入社 1989年4月 同社 分子生物学研究室 主任研究員 1996年10月 同社 創薬基盤研究所 所長 1999年10月 同社 執行役員 創薬開拓研究所所長 2007年4月 アスピオファーマ株式会社(現 第一三共株式会社) 常勤監査役 2008年7月 慶應義塾大学 総合研究推進機構 研究推進センター 専門員 2016年4月 慶應義塾大学病院 臨床研究推進センター 訪問教授(現任) 2017年9月 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構(AMED) 科学技術顧問 2019年6月 当社 監査役 2020年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	大野 貴史	1969年12月14日	1996年3月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1998年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 2000年4月 公認会計士登録 2002年4月 税理士登録 2006年1月 いちよし証券株式会社入社 2010年2月 シミック株式会社(現シミックホールディングス株式会社)入社 2016年10月 大野公認会計士事務所 代表(現任) 2021年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2025年6月 株式会社ワークポート 社外監査役(現任)	(注)6	-
計					143,600

(注)1. 当社は監査等委員会設置会社であります。

2. 取締役小南欽一郎、花井陳雄、長清達矢、堀内正及び大野貴史は、社外取締役であります。

3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

議長 長清達矢 委員 堀内正 委員 大野貴史

4. 2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 2024年6月20日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6. 2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

7. 当社では意思決定・監督と執行の分離により、それぞれの役割と責任を明確化し、機能強化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は、代表取締役社長の横川拓哉、取締役管理部長の鈴木信一、取締役研究開発部長の萩原真二、最高技術責任者の松浦正、企画・臨床開発部長の石井秀典及び事業開発部長兼管理部副部長の棚橋進の6名です。

b. 2026年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件」及び「監査等委員である取締役2名選任の件」を上程しており、当該議案が決議されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しています。

男性 7名 女性 1名（役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 執行役員	横川 拓哉	1960年10月13日生	1985年4月 富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 1996年10月 同社 足柄研究所主任研究員 2004年4月 同社 R & D統括本部材料研究本部 デジタル&フォトイメージング材料研究所研究担当部長 2007年6月 同社 R & D統括本部ライフサイエンス研究所副所長 兼ライフサイエンス事業部事業開発室技術担当部長 2008年7月 富山化学工業株式会社（現富士フイルム富山化学株式会社）出向 2009年6月 富士フイルム株式会社 R & D統括本部医薬品研究所所長 2013年9月 同社 再生医療事業推進室室長 兼 医薬品事業部次長 2014年6月 兼 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング 取締役 2015年4月 同社 再生医療事業推進室マネージャー 兼 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム出向（運営委員長） 2017年12月 同社 ヘルスケア事業推進室マネージャー 2018年3月 当社 取締役 2018年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2019年1月 当社 執行役員（現任）	(注) 4	60,600
取締役 執行役員 研究開発部長	萩原 真二	1965年3月23日生	1989年4月 サンド薬品株式会社（現ノバルティスファーマ株式会社）入社 2001年5月 グラクソ・スミスクライン株式会社 生物科学研究部 チームリーダー 2007年2月 富士フイルム株式会社 医薬品ヘルスケア研究所 主任研究員 2013年10月 同社 医薬品ヘルスケア研究所 薬理研究部 統括マネージャー 2021年11月 当社 事業開発部長兼 研究開発部副部長 2022年6月 当社 執行役員 研究開発部長（現任） 2023年6月 当社 取締役（現任）	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 管理部長 事業開発部長	棚橋 進	1963年2月13日生	1986年4月 富士写真フイルム株式会社(現富士フイルム株式会社)入社 2001年10月 同社 営業本部感材部業務課主査 2009年2月 同社 コンシューマー営業本部課長 2010年10月 同社 イメージング事業部担当部長 2011年1月 富士フイルムホールディングス株式会社 経営企画部担当部長 2017年6月 富士フイルムファーマ株式会社 代表取締役社長 2019年6月 富士フイルム富山化学株式会社 代表取締役副社長 2022年3月 PDRファーマ株式会社 代表取締役社長 2024年8月 富士フイルム富山化学株式会社 社長付特命部長 2025年12月 当社 事業開発部長 2026年4月 当社 執行役員事業開発部長兼管理部副部長 2026年6月 当社 取締役執行役員管理部長兼事業開発部長(現任)	(注)4	-
取締役	小南 欽一郎	1967年1月20日生	1994年7月 英国王立癌研究所 博士取得後研究員 1998年9月 九州大学 生体防御医学研究所文部教官助手 2001年6月 野村證券株式会社 入社 野村リサーチ・アンド・アドバイザー株式会社 出向 2011年6月 同社 投資部エグゼクティブ・ディレクター 2013年4月 野村證券株式会社 金融公共公益法人部課長 2015年8月 みずほ証券株式会社 入社 法人グループディレクター 2017年9月 テック&フィンストラテジー株式会社 代表取締役(現任) 2017年10月 セルスベクト株式会社 社外取締役(現任) 2018年6月 当社 取締役(現任) Delta-Fly Pharma株式会社 社外取締役(現任) 2019年8月 株式会社Veritas In Silico 社外取締役(現任) 2021年8月 株式会社イーガイア 社外取締役(現任) 2021年12月 株式会社再生医療iPS Gateway Center(現 株式会社レプリテック) 社外取締役(現任) 2022年2月 株式会社TransMed 取締役(現任)	(注)4	60,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	花井 陳雄	1953年4月30日生	1976年4月 協和発酵工業株式会社入社 2003年2月 BioWa, Inc.社長 2006年6月 協和発酵工業株式会社 執行役員 2008年10月 協和発酵キリン株式会社(現協和キリン株式会社)執行役員開発本部長 2009年4月 同社 常務執行役員開発本部長 2009年6月 同社 取締役常務執行役員 2010年3月 同社 取締役専務執行役員 2012年3月 同社 代表取締役社長 2018年3月 同社 代表取締役会長 2019年3月 同社 取締役会長 2020年5月 株式会社リバネスキャピタル 取締役 2020年6月 株式会社島津製作所 社外取締役(現任) 2021年3月 当社 取締役(現任) 2021年6月 アクユリスファーマ株式会社 社外取締役 2023年10月 ヘパリスファーマ株式会社 社外取締役(現任) 2023年12月 レナリスファーマ株式会社 社外取締役 2024年3月 ノイルイミュン・バイオテック株式会社 社外取締役(現任) 2025年6月 株式会社リバネス 取締役(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	大野 貴史	1969年12月14日生	1996年3月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1998年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 2000年4月 公認会計士登録 2002年4月 税理士登録 2006年1月 いちよし証券株式会社入社 2010年2月 シミック株式会社(現シミックホールディングス株式会社)入社 2016年10月 大野公認会計士事務所 代表(現任) 2021年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2025年6月 株式会社ワークポート 社外監査役(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	松本 尚	1962年11月12日生	1989年4月 株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)入行 2001年10月 同社 企業投資部 投資第2グループ長 2003年10月 あおぞらインベストメント株式会社出向 投資営業第一部長 2007年5月 同社 営業推進部長 2007年10月 同社 常務取締役 2009年12月 イノベーション・エンジン株式会社入社 インベストメント・パートナー(現任) 2014年6月 株式会社グリーンペプタイト(現ブライトパス・バイオ株式会社)社外取締役 2016年10月 ORTHOREBIRTH株式会社 社外取締役 2021年12月 株式会社Veritas In Silico 社外取締役 2026年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)6	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	西垣 扶佐子	1959年9月14日生	1982年4月 藤沢薬品工業株式会社(現アステラス製薬株式会社) 入社 2005年4月 同社 研究本部 薬理研究所 主管研究員 2014年4月 同社 研究本部 再生医療研究所 主管研究員 2014年4月 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム(FIRM)運営副委員長 2014年4月 文部科学省 再生医療支援人材育成コンソーシアム協議会 委員 2017年10月 FIRM国際委員長 2019年10月 株式会社ヘリオス 研究部 マネージャー/エキスパート 2020年7月 日本医療研究開発機構(AMED)「再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト」課題評価委員(現任) 2025年4月 株式会社産学連携研究所 ライフサイエンスコーディネーター(現任) 2025年5月 メディカルグローン株式会社 顧問(現任) 2025年7月 UntroD Capital Japan株式会社 顧問(創業)(現任) 2026年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)6	-
計					120,600

- (注) 1. 当社は監査等委員会設置会社であります。
2. 取締役小南欽一郎、花井陳雄、大野貴史、松本尚及び西垣扶佐子は、社外取締役であります。
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
議長 大野貴史 委員 松本尚 委員 西垣扶佐子
4. 2026年6月24日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2026年6月24日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
7. 当社では意思決定・監督と執行の分離により、それぞれの役割と責任を明確化し、機能強化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は、代表取締役社長の横川拓哉、取締役研究開発部長の萩原真二、取締役管理部長兼事業開発部長の棚橋進、最高技術責任者の松浦正及び企画・臨床開発部長の石井秀典の5名です。

社外役員の状況

当社は、社外取締役5名の体制であります。

社外取締役小南欽一郎は、バイオ分野における国内外での研究経験や、金融機関におけるヘルスケア関連企業への支援に携わっており、その豊富な知識や経験が社外取締役として客観的な見地から当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役花井陳雄は、長年にわたり、国内外の製薬企業における抗体医薬品の研究開発の第一人者であるとともに、製薬企業の経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。かかる実績を踏まえ、社外取締役として当社の企業価値向上に貢献いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役(監査等委員)長清達矢は、事業会社における長年の内部統制や監査業務経験を有しており、当社の経営に対する監査・監督責任を果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役(監査等委員)堀内正は、製薬企業及び研究機関における製薬、薬学、知的財産及び監査に関する豊富な知識と経験を当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役(監査等委員)大野貴史は、公認会計士及び税理士としての高度な知見や、財務、会計及び税務に関する豊富な経験を有しており、知見と経験に基づいた的確な助言をいただくと考えております。監査等委員である取締役として当社経営に資するものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社において、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、一般株主との利益相反が生じることのないよう株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の監査体制は、監査等委員会監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としております。

監査等委員会監査において株主及び債権者の利益の保護を、会計監査において投資家保護を、内部監査において当社の継続的発展と企業価値の向上をそれぞれ目的として、三様監査（監査等委員会監査・内部監査・会計監査）を実施し、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の構築並びに運用状況及びその有効性の検証、評価を三様監査相互の連携及び相互補完を持って推進しております。

社外取締役は、監査等委員とは内部監査報告書等の共有や都度コミュニケーションを図っております。また、会計監査人とは監査実施時等の社内での作業を行うときに個別に情報を共有しております。また、三様監査の実効性を高め、かつ、全体としての監査の量的向上を図るため、各監査間での監査計画及び監査結果の報告、意見交換等緊密な相互連携の強化に努めております。

（３）【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員3名（うち社外取締役3名）で構成しております。監査等委員会は、取締役会に先立ち月次で開催される他、必要に応じて適宜開催いたします。

当事業年度の監査等委員会は、内部統制体制の一層の改善を図り、更なる業務品質向上を目指し、1) 年度予算の執行状況、2) 中期計画達成に向けた経営基盤の確立、3) 内部統制システムの構築の基本方針の決議及び運用状況を重点監査項目として取り組みました。監査等委員会での主な決議、報告、審議・協議の内容は次のとおりです。

（決議）監査報告の作成、監査方針・監査計画の策定、監査等委員選任の同意、会計監査人の報酬同意、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任・報酬等についての意見の決定等。

（報告）月次監査活動報告、取締役会議題事前確認、業務監査報告等。

（審議・協議）監査等委員の報酬協議、半期に一度実施している取締役業務執行確認書の内容、監査活動年間レビュー、会計監査人の評価等。

監査等委員は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行います。また、前月の監査等委員会による監査活動内容を報告し、監査の状況を取締役と共有しております。主に常勤監査等委員長清達矢が、執行役員会、サステナビリティ委員会、その他重要な会議へ出席し、重要な決裁書類等の閲覧や適宜のヒアリングによる会社財産及び業務の調査、代表取締役社長との月例面談等を通じて取締役の業務執行を監視し、実効的な監査を実施するとともに、内部監査担当者及び会計監査人からの監査結果の確認を行い、その内容は他の監査等委員と共有しております。

内部監査担当者とは、監査間での重複を避けるため、あらかじめ内部監査項目の擦り合わせを行った上で、内部監査に常勤監査等委員が立ち会う形態で実施しております。

会計監査人とは、年間監査計画、四半期レビュー、会計監査全般に関するディスカッション等、意見交換の場を設けており、監査の有効性及び効率性を高めております。

当事業年度における、監査等委員会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
長清 達矢	14回	14回
堀内 正	14回	14回
大野 貴史	14回	14回

内部監査の状況

当社は、比較的小規模の会社・組織であることから、独立した内部監査部門は設置せずに、代表取締役社長が任命した内部監査担当者2名により組織、制度及び業務が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に運営・運用されているか否かを検証、評価し、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務の適切な運営と改善・向上を図ることを目的として実施しております。内部監査担当者が所属する部門については、他部門の内部監査担当者を任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。

内部監査担当者は、監査結果を代表取締役社長に報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。また、内部監査の実効性をより一層向上させるため、取締役会に対しても直接報告を行ってまいります。

なお、監査等委員会、内部監査担当者、会計監査人は、相互に連携して、三様監査の体制のもと、課題・改善事項等の情報を共有し、常勤監査等委員が内部監査に立ち会うなど、効率的かつ効果的な監査を実施するよう努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

史彩監査法人

b. 継続監査期間

2025年以降

c. 業務を執行した公認会計士

伊藤肇、林裕之

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面を入手し、面談、質問等を通じて選定しております。当事業年度より会計監査人として選任した史彩監査法人は、新たな視点での監査が期待できることに加え、監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適しており、その独立性、専門性、適切性及び品質管理体制を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適切であると判断いたしました。

監査等委員会は、会計監査人の監査の品質管理や監査体制等に課題がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出するものとしております。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとしております。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、監査法人の品質管理、経営者・監査等委員・管理部門とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で具体的に検討いたしました。この評価した結果、史彩監査法人は、当社の会計監査人として適切であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
21,842	-	23,100	-

(注) 1. 前事業年度は前任会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に係る報酬となります。

2. 上記報酬以外に、当事業年度において、前任会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して、会計監査人交代に伴う引継ぎ関連業務の報酬1,271千円を支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、監査等委員会の同意のもと決定しております。

e . 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【 役員の報酬等 】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a . 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、監査等委員を除く取締役の報酬等の決定方針として2021年2月22日開催の取締役会で決議し、その後取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を従来以上に強化する観点から、任意の報酬委員会を設置しました。役員の報酬等の額（監査等委員を除く。）は、報酬委員会の報告・提言を踏まえ、取締役会にて決定することとしています。

また、監査等委員である取締役の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

a -1 基本報酬に関する事項

株主総会において決議されている監査等委員を除く取締役の報酬限度額（年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。））を前提として、「代表取締役たる取締役」、「取締役」及び「非常勤取締役」の3つに区分し、月額でかつ固定額として貢献度を勘案して総合的に判断し、各取締役の報酬を定めることとしており（以下、「基本的報酬」という。）、報酬委員会の報告・提言を踏まえ、取締役会が行うこととしています。

a -2 業績連動報酬等に関する事項

当面の間支給は見合わせることであります。

a -3 非金銭報酬等に関する事項

取締役（非常勤取締役を含む）に対して、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、株主総会において、基本的報酬とは別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、非金銭報酬等の付与を可能としてあります。その際、基本的報酬と非金銭報酬等とで最大で概ね1対1となることを目安としてあります。非金銭報酬等として新株予約権を発行する場合、個別の取締役に付与することとなる新株予約権の個数は、報酬委員会において個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績を考慮要素として検討の上行われる提言を踏まえ、取締役会にて決定します。

b . 役員の報酬等の額等の決定に関する役職ごとの方針の内容

定めておりません。

c . 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会決議年月日及び当該決議の内容

監査等委員を除く取締役の報酬限度額は、2020年6月29日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月29日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。なお、当該株主総会決議に係る監査等委員を除く取締役は5名、監査等委員である取締役は3名となっております。

d . 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者、当該権限の内容、当該裁量の範囲

監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等に係る事項は、a. で記載したとおり取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を従来以上に強化する観点から設けられた任意の報酬委員会で検討の上、取締役会に対する報告または提言を踏まえ、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

e. 当事業年度における役員報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容

当事業年度における監査等委員を除く取締役の報酬等については、a. で記載したとおり任意の報酬委員会で検討の上、取締役会への報告及び提言を経て、取締役会にて決定いたしました。

また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議にて決定いたしました。

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

a. 提出会社の役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の 員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	53,640	53,640	-	-	-	3
社外役員	19,200	19,200	-	-	-	5

(注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

b. 役員毎の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

人材戦略に関する基本方針

当社は、「最先端の抗体技術で世界の医療に貢献する」ことを企業理念として掲げ、病に向き合っている世界中の患者さんのために、独自の抗体技術を駆使した新しい抗体医薬品の創薬に取り組んでおります。当社の成長の原動力は、高度な専門性と熱意を持つ「人材」そのものであり、競争優位性を維持・向上させるため、以下の基本方針を定めております。

a 優秀な人材の確保・定着

新たな抗体医薬品の開発競争に勝ち抜くため、国内外から博士号取得者や創薬研究開発に優れた実績、能力を持つ研究者を積極的に採用しております。また、従業員の定着を図るため、個人の成果と中長期的な企業価値向上を連動させるインセンティブ制度（個人業績連動型の報酬・賞与制度及び株式報酬型ストック・オプション）を整備しております。

b 人材育成

専門性の向上を図るため、社外の研究顧問をアドバイザーとした定期的な研究発表会、学会への参加、外部研究機関との共同研究への参画及び大学への派遣を行って支援しております。

c ダイバーシティ

採用、昇進・昇格ならびに報酬において性別による差異を設けない方針のもと、女性が活躍しやすい職場環境と風土の醸成に取り組んでおります。また、2024年4月に2名、2025年4月に1名の外国籍人材を採用しております。

d 職場での安全確保

従業員の安全を確保するため、安全衛生委員会をはじめとする各委員会において、健康管理及び職場における労働衛生対策を継続的に講じております。

従業員の給与等の決定方針

優秀な人材の確保・定着を図るため、従業員の業務成績及び能力を定期的に評価し、昇格・降格・昇給・降給・賞与の適正な運用を行っております。

a 基本報酬

当社は等級制度を採用しており、等級基準の充足度と半期ごとに設定した評価シートの達成度評価結果に基づき昇格・降格を判定し、月俸を決定しております。なお、2024年2月より、急激な物価上昇を背景に、従業員の生活費を補助することを目的として、期間を限定した手当を支給しております。

b 賞与

半期ごとに設定した評価シートの達成度評価結果に基づき、毎年1回賞与を支給しております。

c 非金銭報酬

中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意欲をさらに高めることを目的として、従業員に対し、不定期で税制適格ストック・オプションを発行しております。また、2026年5月1日付で株式報酬型ストック・オプションを付与しております。

d 従業員の報酬等の決定方法

評価シートの達成度評価は、半期ごとに開催する執行役員をメンバーとする評定会議において判定しております。また、昇格・降格の判定は業務執行取締役をメンバーとする役員会において判定しております。これらの判定結果に基づき、賃金規程に沿って、月俸及び賞与を決定しております。

(2)【従業員の状況】

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
35 (2)	48.6	7.6	7,778,263	3.21

当社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	従業員数(人)	
研究開発部	24	(2)
事業開発部	5	(-)
管理部	6	(-)
合計	35	(2)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(嘱託社員・派遣社員)の年間平均人員であります。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

労働組合の状況

当社には労働組合がありませんが、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金額の差異

当社は、女性の職業生活における活躍の推進については、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (4) 指標及び目標」をご参照ください。

男性労働者の育児休業取得率

当社は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、史彩監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に把握することができる体制を整備するため、開示支援専門会社等の主催する研修への参加や会計専門誌の定期購読を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,667,921	1,515,346
売掛金	22,214	18,123
製品	1,539	1,719
仕掛品	-	2,142
貯蔵品	3,774	3,257
前渡金	3,104	4,630
前払費用	11,474	8,864
未収消費税等	50,299	34,092
その他	15,646	20,682
流動資産合計	1,775,974	1,608,859
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,281	1,281
減価償却累計額	1,281	1,281
建物(純額)	0	0
工具、器具及び備品	89,397	89,765
減価償却累計額	89,397	89,764
工具、器具及び備品(純額)	0	0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
その他	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
差入保証金	42,862	14,681
投資その他の資産合計	42,862	14,681
固定資産合計	42,862	14,682
資産合計	1,818,837	1,623,541

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	61,012	25,904
未払費用	41,607	32,671
未払法人税等	18,273	1,927
預り金	3,973	4,939
流動負債合計	124,866	65,441
固定負債		
長期預り金	261,564	340,330
固定負債合計	261,564	340,330
負債合計	386,431	405,771
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,437,908	751,161
資本剰余金		
資本準備金	2,723,798	1,104,366
資本剰余金合計	2,723,798	1,104,366
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,808,501	718,108
利益剰余金合計	3,808,501	718,108
自己株式	21	30
株主資本合計	1,353,183	1,137,388
新株予約権	79,223	80,381
純資産合計	1,432,406	1,217,770
負債純資産合計	1,818,837	1,623,541

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1 120,375	1 135,507
売上原価	16,324	19,343
売上総利益	104,051	116,164
販売費及び一般管理費	2, 3 930,481	2, 3 861,120
営業損失()	826,430	744,955
営業外収益		
受取利息	1,951	5,044
業務受託料	1,772	236
助成金収入	-	53,311
為替差益	-	13,835
その他	3	5
営業外収益合計	3,727	72,432
営業外費用		
為替差損	2,887	-
新株予約権発行費	-	6,040
租税公課	3,271	-
株式交付費	961	357
その他	5	-
営業外費用合計	7,126	6,398
経常損失()	829,829	678,921
特別損失		
減損損失	4 72,510	4 37,260
特別損失合計	72,510	37,260
税引前当期純損失()	902,340	716,181
法人税、住民税及び事業税	2,460	1,927
法人税等合計	2,460	1,927
当期純損失()	904,800	718,108

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
. 材料費		10,231	61.8	12,226	56.4
. 労務費		4,020	24.3	6,461	29.8
. 経費		2,302	13.9	2,978	13.7
当期総製造費用		16,554	100.0	21,665	100.0
期首仕掛品棚卸高		-		-	
計		16,554		21,665	
期末仕掛品棚卸高		-		2,142	
当期製品製造原価		16,554		19,523	
製品期首棚卸高		1,308		1,539	
合計		17,863		21,063	
製品期末棚卸高		1,539		1,719	
売上原価		16,324		19,343	

(注) 主な内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
賃借料	516	599
支払手数料	1,098	1,062

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
				繰越利益剰余金
当期首残高	1,971,019	2,256,908	2,256,908	2,903,700
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	466,889	466,889	466,889	
当期純損失（ ）				904,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	466,889	466,889	466,889	904,800
当期末残高	2,437,908	2,723,798	2,723,798	3,808,501

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当期首残高	2,903,700	21	1,324,205	74,139	1,398,344
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）			933,778		933,778
当期純損失（ ）	904,800		904,800		904,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				5,083	5,083
当期変動額合計	904,800	-	28,977	5,083	34,061
当期末残高	3,808,501	21	1,353,183	79,223	1,432,406

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,437,908	2,723,798	-	2,723,798
当期変動額				
新株の発行（新株 予約権の行使）	251,161	251,161		251,161
減資	1,937,908	1,870,593	3,808,501	1,937,908
欠損填補			3,808,501	3,808,501
当期純損失（ ）				
自己株式の取得				
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計	1,686,746	1,619,431	-	1,619,431
当期末残高	751,161	1,104,366	-	1,104,366

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	3,808,501	3,808,501	21	1,353,183	79,223	1,432,406
当期変動額						
新株の発行（新株 予約権の行使）				502,323		502,323
減資				-		-
欠損填補	3,808,501	3,808,501		-		-
当期純損失（ ）	718,108	718,108		718,108		718,108
自己株式の取得			9	9		9
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）					1,158	1,158
当期変動額合計	3,090,392	3,090,392	9	215,794	1,158	214,636
当期末残高	718,108	718,108	30	1,137,388	80,381	1,217,770

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	902,340	716,181
減価償却費	2,846	382
減損損失	72,510	37,260
受取利息	1,951	5,044
助成金収入	-	53,311
株式交付費等	4,233	6,398
株式報酬費用	6,592	-
売上債権の増減額(は増加)	8,554	4,090
棚卸資産の増減額(は増加)	906	1,805
前渡金の増減額(は増加)	17	-
未払金の増減額(は減少)	8,171	34,767
長期預り金の増減額(は減少)	95,077	78,765
その他	4,819	24,191
小計	719,517	708,403
利息の受取額	1,952	4,627
助成金の受取額	-	53,311
法人税等の支払額	1,927	3,168
法人税等の還付額	6	299
営業活動によるキャッシュ・フロー	719,485	653,334
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	75,157	9,264
無形固定資産の取得による支出	-	680
差入保証金の差入による支出	-	118
投資活動によるキャッシュ・フロー	75,157	10,062
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による支出	4,359	97
新株予約権の行使による株式の発行による収入	932,269	500,500
新株予約権の発行による収入	-	2,980
新株予約権の発行による支出	4,528	6,040
自己株式の取得による支出	-	9
財務活動によるキャッシュ・フロー	923,381	497,333
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,237	13,489
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	126,501	152,574
現金及び現金同等物の期首残高	1,541,419	1,667,921
現金及び現金同等物の期末残高	1,667,921	1,515,346

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～10年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費 支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 創薬

創薬の収益モデルは、国内外の製薬企業に対して、当社が開発した医薬候補品を導出(特定の医薬品を開発、販売するために必要な知的財産権の使用を許可すること。)することによる契約一時金収入、開発の進捗に応じて支払われるマイルストーン収入、上市後に売上高の一定割合が支払われるロイヤリティ収入等を獲得することにあります。

当社が第三者との間で締結した開発品または製品の開発権、販売権等に関するライセンス契約等に基づいて受領した契約一時金は、ライセンス契約等において履行義務が一時で充足される場合には、開発権、販売権等を付与した時点で収益として認識しており、マイルストーン収入は、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益として認識しております。ロイヤリティ収入は、契約相手先の収益等を基礎に算定されたライセンス契約等における対価であり、その発生時点を考慮して、収益として認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価で算定しております。契約一時金、マイルストーン収入及びロイヤリティ収入は、契約に基づく権利の確定時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

(2) 抗体研究支援

当社は、これまでがんと等を対象とした抗体医薬品や研究用試薬の創出を通じて培ってきた技術や経験を活かして、抗体に関連した研究支援(研究受託)を実施しております。抗体研究支援については、顧客との契約内容に応じて、顧客に製品を引き渡した時点、または引き渡した製品について、顧客から検収報告を受領した時点で、当社の履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価で算定しており、契約に基づく権利の確定時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

(3) 抗体・試薬販売

当社では、がんや生活習慣病等、各種疾患のバイオマーカーとなる核内受容体抗体等を世界の研究者に向けて研究用試薬として販売しております。当該抗体・試薬製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で、顧客に製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製品に対する支配を獲得することにより、当社の履行義務が充足されると判断しており、収益を認識しておりま

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。
- 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.22%、当事業年度0.38%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.78%、当事業年度99.62%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料及び手当	39,638千円	39,408千円
支払手数料	109,561千円	94,351千円
研究開発費	594,547千円	573,593千円

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
一般管理費	594,547千円	573,593千円

4 減損損失

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
本社 (東京都中央区) 名古屋ラボ (愛知県名古屋市千種区)	事業用資産	工具、器具及び備品	71,459
		無形固定資産「その他」	226
		長期前払費用	824

当社は「医薬品事業」のみの単一事業であることから、単一の資産グループとしております。

当社の事業の特性上、現段階では、将来の収入の不確実性が高いことから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額と備忘価額の差額72,510千円を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
本社 (東京都中央区) 名古屋ラボ (愛知県名古屋市千種区)	事業用資産	工具、器具及び備品	8,525
		無形固定資産「その他」	435
		差入保証金	28,299

当社は「医薬品事業」のみの単一事業であることから、単一の資産グループとしております。

当社の事業の特性上、現段階では、将来の収入の不確実性が高いことから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額と備忘価額の差額37,260千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	11,936,400	2,813,100	-	14,749,500
合計	11,936,400	2,813,100	-	14,749,500
自己株式				
普通株式	50	-	-	50
合計	50	-	-	50

(変動事由の概要)

(注) 普通株式の発行済株式の増加は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての第22回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての第24回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての第26回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての第27回 新株予約権	-	-	-	-	-	79,223
第28回新株予約権(注)	普通株式	2,793,600	-	2,793,600	-	-
合計		2,793,600	-	2,793,600	-	79,223

(注) 第28回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1）	14,749,500	2,250,100	-	16,999,600
合計	14,749,500	2,250,100	-	16,999,600
自己株式				
普通株式（注2）	50	40	-	90
合計	50	40	-	90

（変動事由の概要）

（注1）普通株式の発行済株式の増加は、新株予約権の行使による増加であります。

（注2）自己株式の株式数の増加は、単元未満株の買取請求によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての第22回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての第24回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての第26回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての第27回 新株予約権	-	-	-	-	-	79,223
第28回新株予約権	-	-	-	-	-	-
第29回新株予約権（注）	普通株式	-	3,680,000	2,250,100	1,429,900	1,158
合計		-	3,680,000	2,250,100	1,429,900	80,381

（注）第29回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	1,667,921千円	1,515,346千円
現金及び現金同等物	1,667,921千円	1,515,346千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資資金及び運転資金を自己資金で賄っております。一時的な余裕資金につきましては安全性の高い短期的な預金で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。具体的には、取引先ごとに期日管理、残高管理を行い、主要な取引先について、定期的に信用状況をモニタリングしております。営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち93.95%が特定の大口顧客2社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 現金及び預金、売掛金、未収消費税等、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,667,921	-	-	-
売掛金	22,214	-	-	-
未収消費税等	50,299	-	-	-
合計	1,740,435	-	-	-

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,515,346	-	-	-
売掛金	18,123	-	-	-
未収消費税等	34,092	-	-	-
合計	1,567,563	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費及び一般管理費	6,592千円	- 千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第22回新株予約権	第24回新株予約権	第26回新株予約権
決議年月日	2019年6月20日	2020年10月13日	2020年12月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 17名	当社取締役 3名 当社従業員 4名	当社取締役 3名 当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 261,900株(注)	普通株式 46,100株	普通株式 59,000株
付与日	2019年6月21日	2020年10月14日	2020年12月18日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2021年6月21日～ 2029年6月20日	2022年10月14日～ 2030年10月13日	2022年12月18日～ 2030年12月17日

	第27回新株予約権
決議年月日	2022年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 1名 当社従業員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 349,000株
付与日	2022年7月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2024年6月24日～ 2032年6月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年12月11日付株式分割(普通株式1株につき30株)による分割後の株数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2019年12月11日付株式分割(普通株式1株につき30株)による分割後の株数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第22回新株予約権	第24回新株予約権	第26回新株予約権
決議年月日	2019年6月20日	2020年10月13日	2020年12月17日
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	261,900	46,100	59,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	261,900	46,100	59,000

第27回新株予約権	
決議年月日	2022年6月23日
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前事業年度末	349,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	349,000

単価情報

	第22回新株予約権	第24回新株予約権	第26回新株予約権
決議年月日	2019年6月20日	2020年10月13日	2020年12月17日
権利行使価格(円)	391	391	391
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

第27回新株予約権	
決議年月日	2022年6月23日
権利行使価格(円)	424
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	227

(注) 2019年12月11日付株式分割(普通株式1株につき30株)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,842千円	- 千円
未払費用	11,557 "	7,756 "
減損損失	78,185 "	62,851 "
税務上の繰越欠損金(注)2	1,494,810 "	1,697,164 "
その他	0 "	0 "
繰延税金資産小計	1,589,396千円	1,767,772千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	1,494,810 "	1,697,164 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	94,585 "	70,607 "
評価性引当額小計(注)1	1,589,396千円	1,767,772千円
繰延税金資産の合計	- 千円	- 千円
繰延税金資産の純額	- 千円	- 千円

(注)1. 評価性引当額が178,376千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	47,264	47,790	-	41,589	268,691	1,089,474	1,494,810
評価性引当額	47,264	47,790	-	41,589	268,691	1,089,474	1,494,810
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	47,790	-	41,589	268,691	134,010	1,205,084	1,697,164
評価性引当額	47,790	-	41,589	268,691	134,010	1,205,084	1,697,164
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、賃貸借契約に基づき使用する本社オフィスについて、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期限が明確ではなく、現時点において移転等も予定されていないため、資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務の算定方法にかかる新たな情報を入手したことに伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関する見積りの変更を行いました。なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち経過期間にかかる金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(財又はサービスの種類別内訳)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	日本	米国	合計
創薬	-	-	-
抗体研究支援	24,351千円	-	24,351千円
抗体・試薬販売	26,940千円	69,083千円	96,024千円
顧客との契約から生じる収益	51,291千円	69,083千円	120,375千円
外部顧客への売上高	51,291千円	69,083千円	120,375千円

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	日本	米国	合計
創薬	-	-	-
抗体研究支援	40,270千円	-	40,270千円
抗体・試薬販売	32,976千円	62,261千円	95,237千円
顧客との契約から生じる収益	73,246千円	62,261千円	135,507千円
外部顧客への売上高	73,246千円	62,261千円	135,507千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。なお、契約負債の残高はありません。

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,660千円	22,214千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	22,214千円	18,123千円

残存履行義務に配分した取引価格

当社は当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

（セグメント情報等）

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項（収益認識関係）（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

日本	米国	合計
51,291	69,083	120,375

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	売上高
R&D Systems, Inc.	40,324
Pierce Biotechnology, Inc.	28,490

（注）当社は、医薬品事業のみの単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項（収益認識関係）（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

日本	米国	合計
73,246	62,261	135,507

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高
Life Technologies Corporation (旧社名:Pierce Biotechnology, Inc.)	35,190
R&D Systems, Inc.	26,456

(注) 当社は、医薬品事業のみの単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略していません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	91.74円	66.91円
1株当たり当期純損失()	63.41円	48.17円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純損失()(千円)	904,800	718,108
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	904,800	718,108
普通株式の期中平均株式数(株)	14,269,149	14,906,519
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数 普通株式716,000株)。	新株予約権5種類(新株予約権の数 普通株式2,145,900株)。

(重要な後発事象)

当社は、2026年4月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社執行役員(当社の取締役を選任されている者を除きます。以下、同じ。)及び従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社執行役員及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献、その意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)を発行するものであります。

. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,237個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式123,700株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし(以下、「行使価額」という。)、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2027年5月1日から2036年4月30日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし(以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。)、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合(任期満了による退任、定年又は期間満了による退職、その他の取締役会が正当な理由があると認めた場合を除く。)には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

i) 新株予約権の割当日から1年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数(行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。以下、次号において同じ。)

) 新株予約権の割当日から2年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数

) 新株予約権の割当日から3年を経過した日

割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていない残余の個数。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は、新株予約権割当契約書第5条に記載した場合を除いて認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2026年5月1日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 申込期日
2026年4月21日
9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | | | |
|--------------------------------|-----|------|
| 当社執行役員(ただし当社の取締役に選任されている者を除く。) | 3名 | 280個 |
| 当社従業員 | 31名 | 957個 |

・翌期以降の損益に与える影響

2026年5月1日の新株予約権の割当日に新株予約権の割当対象者、人数及び割当数が以下のように確定しました。

当社執行役員(ただし当社の取締役に選任されている者を除く。)	3名	280個
当社従業員	29名	921個

本新株予約権の公正な評価単位は1個当たり21,400円であり、これに基づく株式報酬費用計上見込額は総額25,701千円であります。なお、当該金額は権利確定期間にわたり費用計上される予定であります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,281	-	-	1,281	1,281	-	0
工具、器具及び備品	89,397	8,893	8,525 (8,525)	89,765	89,764	367	0
有形固定資産計	90,678	8,893	8,525 (8,525)	91,046	91,045	367	0
無形固定資産							
その他	7,870	450	435 (435)	7,885	7,885	15	0
無形固定資産計	7,870	450	435 (435)	7,885	7,885	15	0

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	シングルセル解析システム	3,700千円
	S41i C02 Incubator Shaker	3,618千円
	AS ONE Cell Picking System	760千円
無形固定資産(その他)	社内リモート接続環境構築	450千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	シングルセル解析システム	3,622千円
	S41i C02 Incubator Shaker	3,391千円
	AS ONE Cell Picking System	712千円
無形固定資産(その他)	社内リモート接続環境構築	435千円

3. 当期減少額の()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

資産除去債務を計上していないため、記載すべき事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	15
預金	
普通預金	715,061
定期預金	800,000
別段預金	269
小計	1,515,330
合計	1,515,346

b. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Abcam Limited	10,286
Life Technologies Corporation	6,741
株式会社バイオマトリックス研究所	363
その他	732
合計	18,123

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%)	滞留期間(日)
				$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
22,214	134,690	138,781	18,123	88.4	54.7

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

c. 製品

品目	金額(千円)
抗体・試薬	1,719
合計	1,719

d. 仕掛品

区分	金額(千円)
Eurus Therapeutics株式会社	2,142
合計	2,142

e. 貯蔵品

区分	金額(千円)
実験用消耗品	3,226
その他	31
合計	3,257

f. 未収消費税等

区分	金額(千円)
日本橋税務署	34,092
合計	34,092

流動負債

a. 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東和科学株式会社	3,378
シミックファーマサイエンス株式会社	3,127
株式会社QLife	2,266
株式会社カーク	1,946
メディカルグローン株式会社	1,375
その他	13,811
合計	25,904

固定負債

a. 長期預り金

区分	金額(千円)
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 (AMED)	340,330
合計	340,330

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高 (千円)	60,963	135,507
税引前中間(当期)純損失() (千円)	378,431	716,181
中間(当期)純損失() (千円)	379,395	718,108
1株当たり中間(当期)純損失() (円)	25.72	48.17

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.ppmx.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書
- | | | | |
|--------|---|------------|------------|
| 事業年度 | 自 | 2024年4月1日 | 2025年6月27日 |
| (第25期) | 至 | 2025年3月31日 | 関東財務局に提出 |
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
- | | | | |
|--------|---|------------|------------|
| 事業年度 | 自 | 2022年4月1日 | 2025年6月27日 |
| (第23期) | 至 | 2023年3月31日 | 関東財務局に提出 |
| 事業年度 | 自 | 2023年4月1日 | 2025年6月27日 |
| (第24期) | 至 | 2024年3月31日 | 関東財務局に提出 |
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類
- | | | | |
|--------|---|------------|------------|
| 事業年度 | 自 | 2024年4月1日 | 2025年6月27日 |
| (第25期) | 至 | 2025年3月31日 | 関東財務局に提出 |
- (4) 半期報告書、半期報告書の確認書
- | | | | |
|-------|---|------------|-------------|
| 第26期中 | 自 | 2025年4月1日 | 2025年11月14日 |
| | 至 | 2025年9月30日 | 関東財務局に提出 |
- (5) 臨時報告書
- | | |
|---|------------|
| 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づくものである。 | 2025年5月21日 |
| 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくものである。 | 2025年6月27日 |
| 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づくものである。 | 2025年8月15日 |
- 関東財務局に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月22日

株式会社ペルセウスプロテオミクス

取締役会 御中

史彩監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 伊藤 肇
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 裕之
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペルセウスプロテオミクスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペルセウスプロテオミクスの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

研究開発費の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、がん及びその他疾患の治療用医薬品の研究開発及びその関連業務を行っており、財務諸表注記（損益計算書関係）に記載のとおり研究開発費が573,593千円計上されている。</p> <p>会社の研究開発は、自社での研究に加えて、シーズの探索におけるアカデミアとの共同研究、CMO（医薬品製造受託機関）への治験薬の製造委託並びにCRO（開発業務受託機関）への臨床開発及び臨床試験に関わる業務委託により行われている。委託研究にかかる費用は、契約に基づき委託した研究開発の内容について検収を行い、役務の提供を受けたことが確定した時点で費用として処理される。これらの外部機関への業務委託のうち、特に臨床開発及び臨床試験に関わる業務委託については、委託する研究開発の内容が多岐にわたり、契約も複雑となる。そのため、それぞれの役務提供の完了に関する判断の誤りが生じる可能性があり、費用計上の期間帰属を誤る可能性がある。</p> <p>また、研究開発活動は会社の重要な事業活動であり、その進捗に対する利害関係者の関心は高く、財務諸表全体に対する影響も大きい。</p> <p>以上から、当監査法人は、研究開発費の期間帰属の適切性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、研究開発費の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 研究開発費の期間帰属の適切性に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 研究開発費の期間帰属の適切性の検討 臨床開発及び臨床試験にかかる研究開発費の期間帰属の適切性を検討するために、一定の条件により抽出した取引について以下の手続を実施した。</p> <p>個々の研究開発の進捗状況について、経営者等へ質問し、その回答と研究開発テーマ別の研究開発費の発生状況との整合性を確認した。</p> <p>研究開発費の計上日について、外部機関からの作業結果報告資料等における研究開発の利用可能時点との整合性を確認した。</p> <p>契約金額や契約先等を考慮して稟議書台帳から業務委託契約を抽出し、契約書により研究開発に係る契約が否かについて確認した。また、研究開発に係る契約に関しては、契約書、作業報告資料等を閲覧し、会計処理の必要性の有無や、契約に従って研究開発の内容が利用可能となった時点で研究開発費が認識されているか否かを確認した。</p>

その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2025年6月27日付で無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ベルセウスプロテオミクスの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ベルセウスプロテオミクスが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。